

「宮城県教育振興基本計画」及び「宮城県震災復興計画」の成果と課題等について

目 次

▶ 宮城県教育振興基本計画

基本方向 1：学ぶ力と自立する力の育成・・・・・・・・・・ 1

- (1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 重点的取組 1
- (2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 重点的取組 2
- (3) 幼児教育の充実
- (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- (5) 時代の要請に応えた教育の推進

基本方向 2：豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成・・・・・・・・ 13

- (1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 重点的取組 3
- (2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組 4
- (3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- (4) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成
- (5) 心身の健康を保つ学校保健の充実

基本方向 3：障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進・・・・・・・・ 26

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 重点的取組 5
- (2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

基本方向 4：信頼され魅力ある教育環境づくり・・・・・・・・ 30

- (1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 重点的取組 6
- (2) 開かれた学校づくりの推進 重点的取組 7
- (3) 優れた人材の確保と能力を發揮できる教職員人事システムの確立
- (4) 教職員を支える環境づくりの推進
- (5) 県立高校の改革の推進
- (6) 学習環境の整備充実
- (7) 私学教育の振興

基本方向 5：家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり・・ 42

- (1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 重点的取組 8
- (2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 重点的取組 9
- (3) 子どもたちの体験活動の推進

基本方向 6：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進・・・・・・・・ 53

- (1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 重点的取組 10
- (2) 文化財の保護と活用
- (3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 重点的取組 11
- (4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

▶ 宮城県震災復興計画（教育分野）

復興の方向性：安全・安心な学校教育の確保・・・・・・・・ 62

- (1) 学校施設の復旧・再建
- (2) 被災児童生徒等の就学支援
- (3) 児童生徒等の心のケア

基本方向 1 : 学ぶ力と自立する力の育成

基本方向 1 : 取組 (1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 重点的取組 1		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><「志教育」推進体制の整備></p> <p>○「みやぎの志教育」の普及啓発【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎの志教育プラン」及び「志教育全体計画」を作成 (H22) し、「志教育」推進地区指定事業の実施により、小・中・高等学校等が連携を意識した取組を推進するなど「みやぎの志教育」の普及に努めた。(H23～H27) ※みやぎの志教育推進「授業や活動のヒント集 1」,「実践事例集」,「志教育年間指導計画」の作成・配布 (H23～) ※宮城にゆかりのある人々の生き方をまとめた「みやぎの先人集 未来への架け橋」の作成・配布 (H24) ※児童生徒が夢や志, 目標をもって生活するための「志シート」,「授業や活動のヒント集 2」の作成・配布 (H25) ※「みやぎの先人集」教師用指導資料及び, 朗読 DVD の作成・配布 (H26) ※「志が未来をひらく講演会」や「志教育フォーラム」の開催 (H25～H27) <p><主体的な進路選択の支援></p> <p>○生徒の進路の実現に向けた支援【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各県立高等学校において, キャリア教育の推進及び就職支援体制整備のため, 進路指導担当者連絡会議を開催した。 ・生徒の進路相談や各種の就職支援のコーディネーターとして配置しているキャリアアドバイザーを活用し, 地域の教育資源の有効活用を図っている。 ・インターンシップ受入事業所の紹介, 就職ガイダンスや模擬面接の実施など, 各種の進路達成支援 	<p>○「みやぎの志教育」の更なる普及啓発【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の復興・再建・発展に力を発揮できる人づくりを進めていく上で, 志教育をより一層全県に普及啓発する必要がある。 ・推進地区やその他の地域において, 小・中・高等学校の校種を越えた学校間や児童生徒間の連携の取組を継続し, 夢や志, 将来の目標を持たせていく必要がある。 <p>○生徒の職業観・勤労観と志の醸成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業後の進路目標の実現に向けて, 職場定着率の向上や専門性の高い職業の人材育成など, 質的な向上が課題となっていることから, 職業観の多様化に対応した支援が必要である。 	<p>○「みやぎの志教育」の更なる普及啓発【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志教育の推進地区の指定を継続するとともに, 教育事務所 (地域事務所) ごとの指定について, 市町村単位での指定や, 現在の単年度指定から複数年の指定にするなど, 指定方法の改善を図っていく。 ・「みやぎの先人集」について活用を促していくとともに, 新たな先人を取り上げ, その生き方を紹介するリーフレットや冊子等の作成を進め, 志教育のより一層の普及啓発を図る。 <p>●<u>関係機関との関係による取組の推進【高】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県, 宮城労働局, 宮城県教育委員会の 3 者による「宮城県における雇用の安定と定住協定」並びに, 東北経済産業局, 宮城県中小企業家同友会, 東北学院大学を加えた 6 者による「キャリア教育・志教育の推進に関する覚書」の締結を踏まえ, 産業界や大学等との関係・協力を深め, 志教育と雇用対策に取り組む。 <p>○<u>地域産業界等と連携した産業教育の充実【高】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ産業教育フェア」の開催により, 本県施策の実現につながる新たな産業教育の在り方を発信するほか, 発表, 体験, 交流を通じて産業人・職業人としての意識啓発と志の醸成を図る。 ・進路を主体的に選択する能力・態度を育成し, 希望する進路の実現を図る進路達成支援に取り組む。

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)																														
<p>事業を実施するほか、新卒者の雇用の確保を図るため関係団体に対して雇用要請を実施した。</p> <p>※インターンシップ受入事業所の紹介 事業所数 819 社, 受入人数 2,832 人 (H27)</p> <p>※就職ガイダンスや模擬面接の実施 実施回数 33 回 (49 校), 参加生徒数 1,845 人 (H27)</p> <p>○教師を志す生徒への支援【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来、宮城県の教育を担おうという志を持った高校生の、意識と確かな学力の向上に寄与し、生徒の進路希望の達成に役立たせる。 <p>※参加生徒数 343 人 (H27) ※生徒満足度 97.2% (H27)</p> <p>○医師を志す生徒への支援【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城の医師として活躍する志を持った人材の育成を目的として、医学部入学に対応した的確な指導を展開し、医学部を目指す生徒に対し、「志の育成」及び「学力の育成」の両面から支援をすることで、生徒の進路希望の達成に役立たせる。 <p>※医学部医学科進学者数の推移 (県立高校のみ)</p> <table border="1" data-bbox="148 1444 1003 1686"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部進学者数</td> <td>75 人</td> <td>85 人</td> <td>79 人</td> <td>85 人</td> <td>79 人</td> </tr> <tr> <td>うち現役生</td> <td>30 人</td> <td>29 人</td> <td>24 人</td> <td>26 人</td> <td>21 人</td> </tr> <tr> <td>うち受講者数</td> <td>1 人</td> <td>13 人</td> <td>19 人</td> <td>19 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>現役進学者の受講率</td> <td>3%</td> <td>45%</td> <td>79%</td> <td>73%</td> <td>76%</td> </tr> </tbody> </table> <p><地域を担うものづくり人材の育成></p> <p>○地域産業界と連携した産業人材の育成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎクラフトマン 21 事業を実施し、企業等の熟練技能者による実践的な指導や、高校生が現場 		H22	H23	H24	H25	H26	医学部進学者数	75 人	85 人	79 人	85 人	79 人	うち現役生	30 人	29 人	24 人	26 人	21 人	うち受講者数	1 人	13 人	19 人	19 人	16 人	現役進学者の受講率	3%	45%	79%	73%	76%	<p>○教職のやり甲斐や厳しさを実感させる取組の充実【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な進路意識の確立のために、生徒の立場からの教職への憧れという思いだけでなく、実際に生徒を教える教師の立場に立った時のやり甲斐や厳しさというものを実感させる取組を充実させていく必要がある。 <p>○医師を志す高校生支援事業における学力向上【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「志の育成」面は所期の目的を達成していると考えられるが、今後「学力の向上」面を強化する必要がある。 <p>○地域の教育資源の活用【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育資源を有効に活用するため、産学官の連携体制の強化を図るとともに、「志教育」の考 	<p>○教育大学との連携の一層の推進【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育分野における多様な研究活動に焦点を当てることで、社会で果たす自己の役割を生徒が積極的に考えられるよう、教育大学との連携を一層深める。 <p>○医師を志す高校生支援事業の定期的・体系的実施【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学部進学者を増やすために、各学年において単発的な事業となっていたものを、1 年生から 3 年生まで定期的・体系的に実施することで、生徒の志と学力を効果的に高める取組とする。 <p>○地域産業界等と連携した産業人材の育成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界の協力により現場実習や企業等の熟練技能者による実践授業等を通して人材育成を支援す
	H22	H23	H24	H25	H26																											
医学部進学者数	75 人	85 人	79 人	85 人	79 人																											
うち現役生	30 人	29 人	24 人	26 人	21 人																											
うち受講者数	1 人	13 人	19 人	19 人	16 人																											
現役進学者の受講率	3%	45%	79%	73%	76%																											

基本方向 1 : 取組 (1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進

重点的取組 1

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)		課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)																					
<p>実習等の機会を通し実践的な知識や技術・技能に触れることで、ものづくり産業に対する理解を深め、職業意識の向上を図っている。</p> <p>※高校生の技能検定取得状況の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 級取得</td> <td>13 人</td> <td>31 人</td> <td>77 人</td> <td>30 人</td> <td>28 人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 級取得</td> <td>465 人</td> <td>468 人</td> <td>494 人</td> <td>401 人</td> <td>332 人</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔高校生が取得する主な職種〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級・・・機械保全, 普通旋盤, 建築大工など ・ 3 級・・・機械検査, 機械保全, 普通旋盤, フライス盤, 平面研削盤, シーケンス制御など 			H22	H23	H24	H25	H26	H27	2 級取得	13 人	31 人	77 人	30 人	28 人	—	3 級取得	465 人	468 人	494 人	401 人	332 人	—	<p>え方に基づき、インターンシップなどの学校外の教育資源を活用した取組を更に推進していく必要がある。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学卒業者の県内定着促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生の観点から、高校卒業者に加え大学卒業者の県内への定着促進に向けた取組を進める。 ● 志教育を通じて目指す新たな人づくりの方向性 <p>【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の教科化や主権者教育の観点も踏まえ、「志教育」を通じて目指す新たな人づくりの方向性を改めて検討する。
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																		
2 級取得	13 人	31 人	77 人	30 人	28 人	—																		
3 級取得	465 人	468 人	494 人	401 人	332 人	—																		

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><教員の教科指導力の向上></p> <p>○指導主事による継続的・個別的支援【教・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が開催する授業研究会に指導主事を派遣することで、教員の指導力・授業力の向上と校内の研究体制の充実を図るとともに、各校の指導に役立つ指導資料集を編集・発行した。 <p>○「学力向上に向けた 5 つの提言」実践化の啓発【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上を図るための緊急会議 (H25.10) の内容を踏まえ、各学校の全ての教員に明日からすぐに取り組んでほしいことを「学力向上に向けた 5 つの提言」としてまとめ、授業づくりや児童生徒と向き合う際の基本としてあらゆる機会を捉え働きかけてきている。 <p>○学力向上対策「算数・数学ステップ・アップ 5」の実践化・自校化の普及啓発【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の課題である算数・数学の学力向上について、宮城県学力向上対策協議会を設立し、平成 26 年 10 月から 4 回の協議を経て学力向上対策を策定し、平成 27 年 7 月に「算数・数学ステップ・アップ 5」として県内小・中学校の全ての教職員に配布し、実践化・自校化を促している。 <p><学力向上に取り組む学校への支援></p> <p>○学力・学習状況の調査結果の活用【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査等を分析し各学校に情報提供するとともに、調査の結果を踏まえて「指導の改善・充実に向けた研修会」を県内各圏域で開催している。 <p>○宮城県学力・学習状況の把握と、全国調査と連動させた検証改善サイクルの構築【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学力・学習状況を把握し、全国調査と連動させた検証改善サイクルを各学校に構築す 	<p>○教員の教科指導力の向上【教・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上に向けた教員の教科に関する指導力の向上が求められることから、「分かる授業」から「考える授業」への転換を更に進め、生徒の思考力・判断力・表現力等の能力を育成するため、教員の教科指導力の向上を図る必要がある。 ・アクティブ・ラーニング等、指導法の転換期であるとともに、教員の入れ替わりも多い時期であることから、求められる授業について教員の理解を深めていくことが求められる。 <p>○基礎的・基本的な学習内容の定着【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国及び県独自の学力・学習状況調査の結果から、各教科における基礎的・基本的な内容の定着に課題が見られるとともに、特に、算数・数学については、学力がきちんと積み上げられるよう指導の工夫改善が必要である。 <p>●学力向上関連事業の関連の見直し【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで行ってきた学力向上関連の事業の成果を踏まえ、それぞれの事業の関連を見直し、相乗効果が生まれるようにデザインし直す必要がある。 	<p>●<u>アクティブ・ラーニングを中心とした授業改善の推進【義・高】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の発見・解決に向けて児童生徒が主体的・能動的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」の充実を図るなど、授業の改善を図っていく。 ・みやぎの先生「授業の技」配信事業等により、優れた授業技術の伝承とそれを活用した授業研究の在り方の改善に努める。 <p>○学力向上対策「算数・数学ステップ・アップ 5」の実践化・自校化の徹底【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上対策「算数・数学ステップ・アップ 5」の実践化・自校化を促すため、実践事例を募集するとともに、宮城県学力向上対策協議会により取組の検証作業を行うことで、より実効性のある学力向上対策の推進に努める。 <p>●<u>実効性のある学力向上対策の総合的な推進【義】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上研究指定校事業や学力向上対策、算数・数学研修会などを有機的に関連付け、一つの方向性を県内の小・中学校で共有しながら学力向上の取組を進める。

基本方向 1 : 取組 (2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 重点的取組 2		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p>ることにより学力向上を図る取組を開始した (第 1 回調査 : H26.10)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校から Web 上の分析サイトに直接接続し, 調査結果をクロス集計できるシステムを開発し活用を図っている。これにより, 各学校の学習指導等の課題が整理され, 指導の改善に効果を上げている。 <p><児童生徒の学習習慣の形成></p> <p>○児童生徒の学習習慣の形成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭と学校との密接な連携により, 児童生徒の実態に応じた家庭学習を課し, 定着の度合いを確認することなどにより, 家庭における学習習慣の形成を支援した。 	<p>○児童生徒の学習習慣の形成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日 2 時間以上学習している高校 2 年生の生徒の割合が伸び悩んでおり, 引き続き家庭における学習習慣の形成を図る必要がある。 	<p>○生涯にわたって学び続ける力の育成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「志教育」の充実により学習意欲を喚起し, 望ましい学習習慣を身に付けさせながら, 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに, それらを活用して思考・判断・表現する力を育成するなど, 生涯にわたって学び続ける力を育成する。

基本方向 1 : 取組 (3) 幼児教育の充実		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><「学ぶ土台づくり」の形成></p> <p>○「学ぶ土台づくり」推進計画の策定【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育を進めていくための指針として、「学ぶ土台づくり」推進計画 (H23.3 策定, 計画期間: H23～26 年度) 及び第 2 期「学ぶ土台づくり」推進計画 (H27.3 策定, 計画期間: H27～29 年度) を策定した。 <p>○「学ぶ土台づくり」推進連絡会議の設置【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育に関係する団体の代表者等による「学ぶ土台づくり」推進連絡会議を設置 (H24～) し, 課題の共有化や連携の在り方の検討を行っている。 <p>○「学ぶ土台づくり」の普及啓発【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学ぶ土台づくり」推進計画の周知とともに, 圏域別ワークショップ (H24～H26), 圏域別親の学び研修会 (H27～) 及び市町村等支援事業 (H25～) や, 高校生に対する親になるための推進事業 (H23～) などを実施し, 親子のかかわりの重要性についての啓発や親自身の学びの機会を提供している。 <p><幼児期の教育の質の向上></p> <p>○幼稚園教育課程宮城県研究協議会の開催【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の幼稚園教育理解推進事業を踏まえ, 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議し, 教員の指導力を高めるとともに, 幼稚園教育の振興・充実を図った。 <p>○研修の実施【子・企・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等の新規採用職員や現任の保育士を対象として, 実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を修得する研修を, 段階に応じて実施している。 ・幼児教育に関する実態調査を踏まえ, ニーズに合 	<p>○「学ぶ土台づくり」の更なる普及啓発【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化, 核家族化の進行, 共働き世帯の増加などにより, 幼児を取り巻く環境が大きく変化する中で, 家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化などが指摘されており, 家庭への支援を含め「学ぶ土台づくり」の大切さの理解をより一層深めていく必要がある。 <p>●<u>幼児教育の推進体制の構築【企】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局と県教育委員会の関係各課室において「学ぶ土台づくり」に関連する各種事業をそれぞれ実施しているが, 事業の一貫性に乏しく調整が図られていない部分も見られることから, 本県における幼児教育の推進体制について改めて見直しを図る必要がある。 <p>○幼稚園教員や保育所保育士等の資質の向上【子・企・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育の質を高めるため, 幼児教育における中核的な役割を担っている幼稚園教員や保育所保育士等の資質及び専門性を更に高めることが必要である。 	<p>○「学ぶ土台づくり」の更なる普及啓発【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民総がかりで幼児教育を展開していくに当たり, 「学ぶ土台づくり」についてパンフレットの配布, ホームページ, 「学ぶ土台づくり」通信及び出前講座などにより県民に広く周知を行うとともに, 家庭への直接的な支援として親の学び研修会や親になるための推進事業などを実施し, 「学ぶ土台づくり」の更なる普及啓発を図る。 <p>●<u>幼児教育の推進体制の構築【企】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学ぶ土台づくり」に関連する各種事業を横断的かつ一体的に推進するため, 新たな幼児教育の推進体制の構築について検討を進める。 <p>○幼稚園教員や保育所保育士等の資質の向上【子・企・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局と県教育委員会の連携を密にし, それぞれが実施する研修事業の調整を図りながら研修を円滑に実施する。 ・幼児教育に関する実態調査を踏まえ, 開催期日, 研修内容などについて, ニーズに合わせた研修会を実施し, 幼稚園教員や保育所保育士等の資質の向上を図る。

基本方向 1 : 取組 (3) 幼児教育の充実		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p>わせて幼稚園や保育所等の幼児教育関係者を対象とした「学ぶ土台づくり」研修会 (H27～) を実施している。</p> <p><幼児教育から小学校教育への円滑な移行> ○幼・保・小連携推進事業の実施【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園, 保育所及び小学校の連携推進を図り, それぞれの校種段階で重視すべき教育又は保育の内容を確認しながら, より実効性のある連携及び交流の在り方を追求し, 連携推進地区における実践研究の成果の普及及び異校種間における合同研修会の開催等により, 子どもたちの発達及び学びの連続性を踏まえた望ましい連携体制の確立を図った。 ・連携推進地区では, 効果的な連携体制が確立され, 幼稚園, 保育所, 学校がそれぞれの役割や保育及び教育の意義を一層深く理解するなど, 事業の趣旨が浸透してきた。また, アプローチカリキュラム等の指導計画の編成など, より実践的な連携が図られている。 <p>※連携推進地区の幼稚園と保育所の連携 62% (H27) ※連携推進地区の小学校と幼稚園の連携 98% (H27)</p>	<p>○教育課程に踏み込んだ連携【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組の成果として, ほぼ全ての幼稚園と小学校において交流を中心とした連携が図られている。しかし, その内容は主に, 幼児の小学校行事への参加や入学する幼児の引継ぎなどであり, 幼児期と児童期の接続を意識したアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの作成など, 教育課程の編成にまで踏み込んだ連携には至っていない。 	<p>○幼児期と児童期の接続を意識したカリキュラムの作成【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムを作成することにより, 幼稚園・保育所などにおける子どもの遊びや生活を通しての学びと育ちを, 小学校での学びにつなぐことに対する理解を深め, 子どもたちの発達及び学びの連続性を踏まえた教育課程の実現を図る。

基本方向 1 : 取組 (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習></p> <p>○郷土の歴史・文化への理解促進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財を含む図書館所蔵の貴重資料について、永く後世に継承するために、専門家の指導のもとで最適な修復を施した。対象資料は絵図を優先とし、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて、6 点を修復した。さらに、展示会や学校教育での利活用を図るため、レプリカを作製し貸出を行っている。 ・郷土の歴史を伝える貴重な和古書類について、永く後世に継承するために、デジタル画像を作製し、ホームページの貴重資料閲覧サイト「叡智の杜 Web」で広く一般に公開した。 <p>※H27.3 月末現在で約 2,800 タイトル作製</p> <p>○東北歴史博物館教育普及事業【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く県民等を対象とした各種講座や体験教室・イベント等の教育普及施策を実施するとともに、学校教育との連携を図り、歴史・防災・ICT 教育等を進めるため、東北歴史博物館こども歴史館インタラクティブシアターを「歴史と災害学びのシアター」にリニューアルし、新規に「歴史教育に基づく防災教育」コンテンツを制作し、地域の歴史を学ぶだけでなく、防災教育等にも柔軟に対応できる最新映像システムへの整備を行っている。(H28.4 から運用開始) 	<p>○貴重資料の修復と利活用【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の貴重性や劣化状態を勘案して対象資料を選定し、専門家の指導のもと、後世に継承するための最適な修復をし、資料のデジタル画像化等による利活用を図っていくことが必要である。 <p>○学校教育との連携強化と積極的な利用促進【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程における歴史教育導入部分で博物館が中心的な役割を担うことが求められる中、学校が博物館を利用する機会を増やし、以って各年代の博物館の利用促進を図っていく必要がある。 <p>●東北歴史博物館「歴史と災害学びのシアター」を中心とした学校への支援【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・防災・ICT 教育等の拠点施設としての機能を十分に発揮するため、新シアターの利用方法を含めた総合的な博物館の活用について、教員等の教育関係者との協議を積極的に進める必要がある。 	<p>○絵図資料を優先とした修復と利活用【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館所蔵の貴重資料(古典籍)は約 6 万点にのぼるが、貴重性や劣化状態を勘案し、絵図資料から修復を進めていく。中でも県指定文化財 954 点から優先的に取り組み、資料のデジタル画像化等による利活用を図っていく。 <p>○学校教育との連携強化と積極的な利用促進【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種・発達年齢に応じた授業支援や体験教育、学芸員の専門性を生かした教育支援などを行うとともに、整備した「歴史と災害学びのシアター」を活用し、校外学習における地域の歴史教育と過去の災害・防災教育の拠点として、授業や学習発表の場を提供する。 <p>●東北歴史博物館「歴史と災害学びのシアター」を中心とした学校への支援【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シアターコンテンツ資料のアーカイブ化など、教材の充実のため関係各者と連携し資料の収集等を進めるとともに、校外学習等におけるシアターのより効果的な活用について検討を進める。 <p>●郷土を愛する心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の県内定着を進め、地域振興・活性化を目指す「地方創生」の観点や、グローバル化が進む中で国際理解を育む基盤づくりを視野に入れ、子どもたちへの教育的効果を踏まえながら、地域の歴

基本方向 1 : 取組 (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)																												
<p><国際理解を育む教育></p> <p>○英語教育充実のための教員研修の支援【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県の JET プログラム及び市町村教育委員会直接雇用による外国語指導助手 (ALT) に対して、我が国の小学校・中学校・高等学校における外国語教育等についての理解を深め、各学校において効果的かつ適正な職務遂行を図るために必要な知識や指導技術等を習得させるとともに、学習指導要領のねらいと小・中・高の連携を踏まえ、日本人教員と合同で指導の在り方について研修を行い、ALT 及び日本人教員の指導力の向上を図り、本県の外国語教育の充実を図っている。 「実践的英語教育充実支援事業」において、県内 8 地区で高校の指定校 9 校が近隣の中学校と連携し、学習到達目標の設定や指導方法等を研究して、公開授業や研修会等を実施した。 <p>※国際交流活動を行っている学校数 (中等教育学校を含む)</p> <table border="1" data-bbox="160 1297 1003 1396"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>6 校</td> <td>7 校</td> <td>10 校</td> <td>12 校</td> <td>24 校</td> <td>13 校</td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国語指導助手の配置【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ネイティブ・スピーカーである外国語指導助手 (ALT) を配置し、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やコミュニケーション能力の育成、国際理解の深化を図った。 <p>※ALT の配置人数 (仙台市を含む)</p> <table border="1" data-bbox="160 1780 1003 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校</td> <td>114 人</td> <td>120 人</td> <td>123 人</td> <td>114 人</td> <td>110 人</td> <td>118 人</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	高等学校	6 校	7 校	10 校	12 校	24 校	13 校		H22	H23	H24	H25	H26	H27	小中学校	114 人	120 人	123 人	114 人	110 人	118 人	<p>●系統性を踏まえた指導と英語教育充実のための小・中・高等学校の連携の推進【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語習得の指導に必要な系統立った指導を継続し、4 つの技能を総合的に育成することが求められている。そのために、ALT が日本人教師と指導観を共有し、ねらいを明確にしながら日々の指導を行う必要がある。 学習指導要領で示された小・中・高等学校のそれぞれの段階のねらいを踏まえた英語教育を推進するとともに、指導の系統性を踏まえた継続的・発展的な指導を行うことで、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る必要がある。 	<p>史や伝統文化を理解し、郷土を愛する心を育ていく。</p> <p>●系統性を踏まえた指導と英語教育充実のための小・中・高等学校の連携の推進【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修内容を授業づくりそのものに焦点を当て、単元計画の作成から模擬授業へと発展させたものとしたが、今後は、より具体的な指導場面を設定し、ALT と日本人教師の指導力の向上を図っていくとともに、ALT と日本人教師が指導観を共有し、日々の授業場面での指導に活用できる研修内容とする。 生徒の英語学習への興味・関心を高め、国際化に対応できる実践的コミュニケーション能力を育成するため、小・中・高等学校の連携を推進し、教員相互の研修を更に進める。
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																								
高等学校	6 校	7 校	10 校	12 校	24 校	13 校																								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																								
小中学校	114 人	120 人	123 人	114 人	110 人	118 人																								

基本方向 1 : 取組 (4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)		課 題 (○ : 継続, ● : 新規)		今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)																																																			
<p>※ALT の配置校数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>89 校</td> <td>89 校</td> <td>91 校</td> <td>91 校</td> <td>91 校</td> <td>89 校</td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国人児童生徒等日本語指導加配【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国・外国籍児童生徒等日本語の理解が不十分な児童生徒に対して、学習面及び学校生活面における支援を行うための日本語指導の教員の配置を行っている。 <p>※日本語指導教員の配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>14 人</td> <td>18 人</td> <td>17 人</td> <td>19 人</td> <td>24 人</td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>16 人</td> <td>15 人</td> <td>11 人</td> <td>14 人</td> <td>15 人</td> <td>12 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国際化に対応した教育の推進【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ高校生異文化交流事業」において、留学希望者の支援、留学フェアの開催、グローバル語り部の派遣を実施することにより、異文化理解の機会を拡充し、世界に向かってチャレンジする志を持った人材の育成に努めた。 ・「スーパーグローバルハイスクール事業」等により、今日的なテーマ等に係る課題研究を通じて、将来、国内外で活躍できるグローバル人材の育成に努めた。 <p>※海外の姉妹校を持っている校数(調査年次のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>7 校</td> <td>—</td> <td>3 校</td> <td>—</td> <td>7 校</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			H22	H23	H24	H25	H26	H27	高等学校	89 校	89 校	91 校	91 校	91 校	89 校		H22	H23	H24	H25	H26	H27	小学校	14 人	18 人	17 人	19 人	24 人	25 人	中学校	16 人	15 人	11 人	14 人	15 人	12 人		H22	H23	H24	H25	H26	H27	高等学校	7 校	—	3 校	—	7 校	—					<p>○海外との交流を通じた伝統文化の理解【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外との姉妹校等を生かした伝統文化の理解について、市町村教育委員会との連携を図り、理解の浸透を図る。 ・台湾訪日教育旅行による学校交流を実施し、異文化交流や語学研修等により国際感覚を養う機会の拡充を図る。
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																	
高等学校	89 校	89 校	91 校	91 校	91 校	89 校																																																	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																	
小学校	14 人	18 人	17 人	19 人	24 人	25 人																																																	
中学校	16 人	15 人	11 人	14 人	15 人	12 人																																																	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																	
高等学校	7 校	—	3 校	—	7 校	—																																																	

基本方向 1 : 取組 (5) 時代の要請に応えた教育の推進		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><高度情報化社会に対応した教育></p> <p>○「みやぎの教育情報化推進計画」の策定と推進【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度情報化社会に対応する児童生徒を育成するため、平成 25 年 3 月に 3 か年計画である「みやぎの教育情報化推進計画」を策定した。計画では、「情報教育の充実」、「教員の ICT 活用指導力の向上」、「校務の情報化」、「特別支援教育での活用」、「学校における ICT 環境の整備」の 5 つの方向性を定め、以下の取組を行っている。 ※情報化推進リーダー研修会 (H25～) ※宮城県教育情報化推進会議 (H25～) ※教育の情報化担当者会議 (H26～) ※CIO 研修会 (H26～) ※みやぎフューチャースクール (H26～) ※ICT 機器を使った事例集の作成 (H26～) ※みやぎの ICT 教育専門部会との連携 (H26～) ※ICT 授業力向上プロジェクト (H27～) ※教科指導における ICT の活用「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」の提案 (H27～) ※学校運営統合支援システムの整備 (H24～) ※総合教育センターによる各種研修会の実施 (研修会, 土曜講座, 指導主事派遣等) 等 「教育の情報化」(情報教育, 教科指導における ICT の活用, 校務の情報化) を総合的に推進するため、平成 26 年 4 月、教育庁の組織改革により、教育企画室内に情報化推進班を設置した。 	<p>○ ICT 教育を進めるためのインフラ整備【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「普通教室の校内 LAN 整備率」や「超高速インターネット接続率」などの「ICT 環境の整備」の指標は、全国平均に比較し低調な状況であり、ICT 機器やネットワーク環境であるインフラ整備を進めていく必要がある。 ICT 関連機器や技術の進歩は著しく、無線 LAN についても同様であり、また、使用目的に応じて、整備が必要な機器も異なることから、時代に対応し、かつ、使用目的に即した適切な整備と更新計画が必要である。 <p>○教員の ICT 活用指導力の向上【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「児童・生徒の ICT 活用を指導することができる教員の割合」、「情報モラルなどを指導することができる教員の割合」などの「教員の ICT 活用指導力」の指標は、全国平均に比較し低調な状況であり、ICT 活用指導力の向上に向けた取組を推進する必要がある。 <p>●全県的な「教育の情報化」【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教育の情報化」を進めるための ICT 教育環境の整備は、市町村によって、取組状況に相違がみられることから、情報共有や情報交換等の充実を図 	<p>○教員の ICT 活用指導力や機器整備の実態を踏まえた段階的なインフラ整備の推進【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の ICT 活用指導力や機器整備の実態を踏まえた ICT を活用した授業スタイルである「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」を推進し、段階的かつ計画的な ICT 教育環境の整備に取り組む。 <p>●学習の展開に応じた機器整備・更新【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT を活用したどのような学習を展開するか、または、展開できるかを検討し、無理、無駄のない計画的な機器整備や更新を推進する。 <p>○ ICT を活用することによる教育効果の明確化【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT を活用した授業の動機づけを促進するため、現在実施している実証事業である ICT 授業力向上プロジェクト等による学力向上等の教育効果の明確化と周知に取り組む。 <p>○研修会の充実及び校内研修等の推進【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT を活用する各種研修会を充実させるとともに校内研修等の悉皆化を検討するなど、教員一人一人の ICT 活用指導力の向上を目指す。 初任者研修や 10 年研等の悉皆研修等で「教育の情報化」に関する研修の充実に取り組む。 校長研修会やスクールミドルリーダー養成研修会などを通し、校内での「教育の情報化」に取り組む推進役を育成する。 教員採用試験で「教育の情報化」や ICT 活用能力を問う出題等の検討を行う。 <p>●県・市町村教育委員会が一体となった取組の推進【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全県的な「教育の情報化」を推進するため、市町村教育委員会に対して必要な情報提供や研修等

基本方向 1 : 取組 (5) 時代の要請に応えた教育の推進		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
	<p>り, 全県的な「教育の情報化」を推進する必要がある。</p> <p>●情報教育の充実【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの課題である「情報セキュリティ」や「情報モラル」に加え, 近年では「プログラミング教育」も論理的な思考の育成において重要な位置付けとされており, これらへの対応が必要である。 <p>●〔教科指導における ICT 活用の拡大〕 高大接続や 21 世紀型スキル等の社会情勢に対応した教育の情報化への対応【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高大接続における CBT (Computer based testing) や 21 世紀型スキルを獲得するための ICT 活用など, 学校教育の中で ICT 機器の活用が期待される範囲や分野が拡大している。これに対応するための機器整備や指導方法の確立は, 今後, ますます重要となる。 	<p>を継続して行う。</p> <p>●教員, 児童生徒等へのアプローチ【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティや情報モラルは, 情報に関する教科・科目に限らず, 現代社会を生きる私たちにとっては, もはや必要不可欠な一般常識の一つであり, 全ての教員が指導できるようになる研修体制等の充実を図る。 プログラミング教育の推進と指導できる教員の育成についても, 教員個々の研鑽だけでなく, 組織的に研修や人材育成を行う研修体制等の充実を図る。 <p>●ICT を活用した指導法の確立や機器整備【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報教育」だけではなく, 「教科指導における ICT 活用」の充実について各教科での研究・実践を進め, 指導方法の確立とともに機器整備の推進を図る。 コンピュータやネットワークの更新に当たっては, 単なる更新のみに終わらせることなく, 時代に即した適切な機器等への更新を考慮し整備を進める。

基本方向2：豊かな人間性や社会性，健やかな体の育成

基本方向2：取組（1）感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 重点的取組3		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p>＜豊かな人間性や社会性の育成＞</p> <p>○規範意識の醸成【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度までに県内の公私立の全ての高等学校がマナーアップ推進校の指定を受け、「みやぎ高校生マナーアップ運動」に取り組み、JR東日本等との連携によるマナーアップ・キャンペーンやみやぎ高校生マナーアップフォーラムの開催などを行った。 <p>○コミュニケーション能力の育成【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の豊かな人間関係を構築することを目的に推進されてきた「みやぎアドベンチャープログラム(MAP)」の手法を用いた集団活動等を実施するため、県内指導者の派遣や研修会開催等を行った。 <p>＜文化活動，読書活動等を通じた豊かな心の育成＞</p> <p>○みやぎの文化育成支援【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に触れることによる感動や楽しさを味わうことのできる機会の充実を図るとともに、優れた芸術鑑賞機会の提供を行っている。 ※鑑賞者数 巡回小劇場 5,488人，芸術祭 30,666人，地方音楽会 1,775人 (H26) 優れた作品を発表する個人，団体等を育成するとともに，団体間の連携を支援することにより，文化芸術活動の奨励と活性化を図っている。 ※県芸術祭，高等学校文化活動支援，河北美術展，国民文化祭支援 <p>○子どもの読書活動の推進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県における子どもの読書活動を推進するため，「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」(H21～)及び「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」(H26～)を策定し，子どもみやぎ子ども読書活 	<p>○豊かな人間性や社会性の育成【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校等の背景に子どもたちの規範意識やコミュニケーション能力の不足が挙げられることもあり，今後も規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成に向けた取組が必要である。 <p>○文化芸術に触れる機会づくり【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって誰もが文化芸術に触れる喜びを感じることができるよう，優れた文化芸術を鑑賞・体験できる環境づくりが必要である。 <p>○小学生における読書離れの進行【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の結果から，小学生の不読率(1か月に1冊も本を読まなかった児童の割合)が高い水準で推移している。 ※不読率： 	<p>○豊かな人間性や社会性の育成【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> みやぎ高校生マナーアップ運動を継続して取り組んでいくことで，高校生の規範意識の醸成を更に図っていく。 MAPの手法を活用したコミュニケーション能力を高める取組を継続して行っていく。 <p>○文化芸術鑑賞・体験機会の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育現場を中心として，優れた文化芸術を鑑賞する機会や体験学習の機会の充実を図り，個性，感性及び創造性を育む環境づくりに取り組む。 次代の文化芸術の担い手となる青少年が文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し，創造性を育むことができる環境づくりに取り組む。 <p>○学校等への働きかけと担い手の育成【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種講座や交流会を通じて，学校等の関係者に対して読書活動の意義等についての理解促進を図るとともに，学校において「読み聞かせ」や「ブックトーク」などを行うボランティア等の担い手

<p>主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)</p>	<p>課 題 (○ : 継続, ● : 新規)</p>	<p>今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)</p>
<p>動推進担い手交流会, ブックスタート講座などの各種取組を実施している。平成 24 年度から平成 26 年度までの過去 3 年間における参加者の累計は 621 人。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内において様々な立場で子どもの読書活動推進に携わる関係者のネットワーク構築を支援するため, 文部科学省の「読書コミュニティ形成支援事業」としてフォーラム (H25) を開催した。参加者は 367 人。 図書館では, 子どもたちが本に親しむ機会を増やし, 読書活動の促進を図るため, 前年度に出版された児童図書を紹介・展示する「子どもの本展示会」を毎年「こどもの読書週間」(4 月 23 日～5 月 12 日) に合わせて実施している。あわせて, 児童図書購入の参考としてもらうため, 市町村図書館や学校図書館において「子どもの本移動展示会」を実施している。 平成 27 年度に, 図書館では, 読書や絵本の魅力や楽しさを子ども読書活動の担い手を中心に広く一般に伝えるため, 国立国会図書館国際子ども図書館との連携事業として, 外国人絵本作家による講演会を開催した。また, 子どもたちに未来への夢と希望を与え, 創造力を育むため, 被災地の子どもたちと外国人絵本作家の交流の場を設け, 作品の紹介(読み聞かせ)や日本文化の紹介を行った。 <p><いじめ・不登校等への対応> ○実効性のある施策の方向性に関する協議【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度学校基本調査において中学校の不登校在籍者比率が全国ワースト 1 位になったことから, 不登校対策緊急会議を圏域ごとに開催し, 不登校問題に対する認識を共有し, 対策の強化を 	<p>H25 : 全国平均 5.3%, 宮城県 11.3% H26 : 全国平均 3.8%, 宮城県 12.0% H27 : 全国平均 4.8%, 宮城県 7.0%</p> <p>●<u>読書の意義や魅力についての意識啓発【生】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度のアンケート調査から, 1 か月間に 1 冊も本を読まなかった児童生徒 (2,595 人中 328 人) のうち, その理由として「本を読みたいと思わなかった」と回答した子どもが半数以上にのぼっている。 子どもの読書意欲を高め, 読書の習慣化を促進するためには, 家庭での読書環境を整えていくことが必要である。 <p>○いじめ・不登校等への対応【子・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応するため, 家庭や地域・外部専門家等の関係機関と連携を図りながら, きめ細やかな相談体制の確立と, 問題の未然防止, 早期発見・早期 	<p>育成を継続して行っていく。また, 乳児とその親と一緒に絵本を楽しむ「ブックスタート活動」などを通し, 小さい頃から本に触れ, 読書を習慣付けるきっかけづくりにつなげる。</p> <p>●<u>「家庭読書」の推進【生】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 読書の習慣化のためには幼少期から本に親しむ機会を作ることが大切であることから, 「家庭読書」に関する取組の事例紹介などを学校等の関係者に行っていくとともに, 「親向けの読み聞かせ講座」を開設するなど, 子育て中の親や子どもに対して, 読書活動の意義や魅力についての普及・啓発を行っていく。 <p>○いじめ・不登校等への対応【子・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導主事学校訪問における「いじめ問題等に係る話し合い」や参観授業の講評を通して, 不登校対策推進協議会の「3つの提言」の確実な実践を促す。 「いじめ・不登校対策担当者」や生徒指導主事(主

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>図った。また、平成26、27年度には不登校追跡調査結果に基づいて、不登校対策推進協議会を開催し、「中1不登校を改善するための4つの視点」及び「不登校解消に向けた3つの提言」を示すとともに、リーフレット「中1不登校の解消に向けて」を発行し、中1不登校の改善を図るための学校の組織的対応を促した。</p> <p>○教育相談体制の充実【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から全中学校にスクールカウンセラーを配置し、平成23年度からは各市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置することで全小・中学校に対応する体制を整えた。また、全ての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、震災以降は、特に沿岸地域等で相談を要する事案の多い学校へ複数配置等の傾斜配置を行った。 	<p>対応に向けた一層の取組が必要である。</p> <p>○いじめ・不登校等を生まない学校づくり【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育の中である授業について、「分かる授業づくり」に向けた改善が十分に進んでいない。また、児童生徒の学校生活に対する目的意識が不明確で、自己有用感や達成感が十分に得られない状況が見られる。 平成26年度の問題行動等調査によれば、高校における不登校生徒数1,258人のうち、平成25年度において「不登校」を理由とした長期欠席をしていない者は587人であり、新たに不登校となった割合が約46.7%となっている。いじめ・不登校の早期発見・早期対応の取組に加えて、新たないじめ・不登校を生まない学校づくり、未然防止の取組が求められている。 <p>●相談体制整備や学校等への支援の充実・強化【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の初期段階にある児童生徒や不登校が長期化している児童生徒に対しては、学校や家庭に直接出向く、アウトリーチ型支援が必要である。 	<p>任)等を対象に、リーフレット「中1不登校の解消に向けて」等に基づいた実践的な研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全校配置等を今後も継続するほか、診療所の体制充実や学校とスクールカウンセラー、家庭、保健福祉等の関係機関との緊密な連携強化に引き続き取り組む。 問題行動等の諸問題を抱える学校への退職教員や警察官OB等の心のケア支援員やスクールソーシャルワーカーを増員するなど、校内生徒指導体制の充実を図る。 <p>○いじめ・不登校等を生まない学校づくり【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学校生活が充実するよう、各小・中学校における「学力向上に向けた5つの提言」の徹底による「分かる授業づくり」を推進し、将来の夢や目標をもって学ぶ「志教育」の充実や、学校教育全体で取り組む「道徳教育」の充実を図るとともに、MAP（みやぎアドベンチャープログラム）の手法を取り入れた集団活動の実践でより良い人間関係づくりに引き続き取り組んでいく。 <p>●相談窓口拠点整備【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ心のケアハウス運営支援事業」を実施し、相談窓口の拠点整備、学校外支援、不登校傾向段階での早期対応などの市町村の取組を支援する。 <p>●「いじめ・不登校等対策支援チーム」の新設等【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全県圏域対象の相談・訪問機能をもつ教育庁関係課室連携組織「いじめ・不登校等対策支援チーム」を新たに設置するとともに、義務教育課に「心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム」

主な取組と成果
(平成22年度～平成27年度)

※スクールカウンセラー相談件数（小・中学校，
県立高校，特別支援学校）

	H22	H23	H24	H25	H26
小中学校	28,662 件	37,167 件	40,966 件	42,957 件	41,489 件
高等学校 特別支援	6,587 件	10,050 件	9,366 件	8,867 件	8,885 件

・不登校児童生徒の自立支援のため，スクールソーシャルワーカーや訪問指導員の拡充を図るとともに，生徒指導加配教員及び生徒指導支援員を配置することで，未然防止や初期対応に取り組む学校の組織的対応を支援してきた。

※県立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置実績：3校3人（H25）→13校7人（H26）→16校8人（H27）

・県総合教育センター内に，不登校・発達支援相談室を設置し，臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行った。

※学校評価における生徒・保護者共通アンケート調査「教育相談」項目の肯定的評価の割合（県立高等学校，生徒／保護者）：H22：72.8％／80.6％→H26：80.7％／83.0％

○校内生徒指導体制の充実【高】

・問題行動等の諸問題を抱える学校に対して，平成24年度から県立高等学校に退職教員や警察官OB等の生徒指導サポーターの配置（H24はスクールサポーターとして配置）を進めるなどの人的支援を行った。

※生徒指導サポーターの配置実績：14校（H24）→11校（H25）→14校（H26）→16校（H27）

○適応指導教室への支援員・ボランティア等の派遣【義】

・みやぎ心のケア支援員やボランティア（けやきフ

課 題（○：継続，●：新規）

●関係機関等との連携【子・高】

・いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題に対応するため，校内の生徒指導体制の一層の充実を図るとともに，家庭や地域，外部専門家等の関係機関と更に連携を深めていく必要がある。

今後の方向性（○：継続，●：新規）

を新たに設置し，諸課題の解決に向け直接的・能動的に学校を支援する。

●「チーム学校」の確立に向けた生徒指導体制や教育相談体制の充実・発展【子・義・高】

・新たな不登校を生まない取組を重視し，特に中1不登校の課題に着眼し，学校がチームとして対応し，魅力ある学校づくりに取り組む。

・これまでの事業を継続していくとともに，校内において，心のケア支援員やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の活用を更に進めていくために，校内の生徒指導体制や教育相談体制の見直しや，児童精神科医による専門的・多面的な支援の充実，外部の関係機関・団体との連携体制の確立に努めていく。

・被災した子どもやその保護者に対しては，医療機関，市町村，学校等の関係機関と連携しながら幅広い支援を行っていく。

●志教育を通じた人格形成【義・高】

・いじめや不登校の未然防止に向け，志教育を通じた人格形成を図っていく。

主な取組と成果 （平成22年度～平成27年度）	課 題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）																		
<p>レンド）を，市町村等が設置している適応指導教室等（県内9教室）へ派遣し，通所している不登校児童生徒に対して，教育相談，学習支援等を行っている。</p> <p>○メンタルサポートの実施【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校や問題行動のある子どもたちとその保護者に対して児童精神科医による専門的・多面的な支援の実施や子どもたちの社会復帰を支援するため，一人一人の子どもに応じた学習プログラムの提供や生活技能訓練などを実施した。 <p>※子どもメンタルクリニックの診療実績</p> <table border="1" data-bbox="142 863 1006 1087"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ受診者数</td> <td>5,445 人</td> <td>4,980 人</td> <td>5,383 人</td> <td>6,370 人</td> <td>6,721 人</td> </tr> <tr> <td>うち新患者</td> <td>812 人</td> <td>880 人</td> <td>977 人</td> <td>1,145 人</td> <td>944 人</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	延べ受診者数	5,445 人	4,980 人	5,383 人	6,370 人	6,721 人	うち新患者	812 人	880 人	977 人	1,145 人	944 人		
	H22	H23	H24	H25	H26															
延べ受診者数	5,445 人	4,980 人	5,383 人	6,370 人	6,721 人															
うち新患者	812 人	880 人	977 人	1,145 人	944 人															

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p><健康な体づくりと体力・運動能力の向上></p> <p>○体力・運動能力調査の実施【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体力・運動能力の実態を把握するために、全児童生徒悉皆による体力・運動能力調査を平成18年度から実施している。あわせて、12年間使用する体力・運動能力記録カードを作成・配付し活用していくことで、体力・運動能力向上について関心を高め、意欲の喚起を図っている。 <p>○体力・運動能力向上策の検討【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力調査の結果等をもとに、児童生徒の実態に応じた向上策を、有識者、県内体育関連団体及び県教育委員会が連携し、幼児期の体力向上や肥満傾向対策などの視点を加えながら、子どもの体力・運動能力向上策の検討を継続して行っている。 <p>○体力・運動能力向上のためのプログラムの推進【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内小学校教員を対象に体力・運動能力調査の意義や測定・活用方法の研修や運動実技の研修により、教員の理解を深めることや体育の授業の充実を図っている。また、希望する学校に出向き、体力・運動能力向上に資する運動プログラムや「みやぎっ子元気アップエクササイズ」の指導を実施している。 ・県内小学校に対し、仲間と関わりながら競い合うことにより、運動意欲の向上や運動習慣の確立に役立つ「Web なわ跳び広場」を平成26年度から長なわ跳び、平成27年度から短なわ跳びを加えた大会を実施している。 <p>※H26 前期：39校 後期：173校参加</p>	<p>○運動習慣と健康指導の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が全国平均と同等以上であるにもかかわらず、体力・運動能力が全国下位である。 ・児童生徒の外遊びや運動する場所が制限されているほか、スクールバスでの登下校が続いていることが、体力・運動能力に影響している。 ・小学校において運動習慣が身に付いていない傾向がある。改善に向けては、運動に加え正しい生活習慣や食習慣の指導が必要である。 	<p>○運動習慣と健康指導の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの運動やスポーツが好きな気持ちを、実践に結び付けていく。 ・各学校において多様な運動（遊び）の経験を積ませることを通し、仲間との関わりや個に応じた課題を達成できるような校内指導体制の確立を推進する。それにより、「運動が好き」な児童生徒を増やすとともに、運動意欲向上及び運動習慣の確立を図っていく。 ・体力・運動能力の向上のためには運動習慣確立だけでなく、教育活動全体を通じて、児童生徒に自分自身の身体に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付けることの大切さを理解させるとともに、家庭との連携を図りながら正しい生活習慣の確立を支援していく。

基本方向 2 : 取組 (2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組 4		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p>○平成 29 年度全国高等学校総合体育大会 (南東北インターハイ) に向けた周知活動【高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生最大のスポーツの祭典であるインターハイの開催を周知するため、ポスター等を作成し、県内の高等学校、市町村等に配布するとともに、宮城県高等学校体育連盟と連携し、高校生の運動部活動への参加を促した。 <p><地域と連携した学校体育と運動部活動></p> <p>○運動部活動の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校・高等学校の運動部活動において教員の技術指導の補完を行うため、学校と地域の連携により、地域に在住するスポーツ指導者やスポーツ経験者等を「運動部活動外部指導者」として派遣し、運動部活動の工夫・改善・充実及び教員の指導力向上を図ってきた。 <p>※H24 : 292 人→H25 : 339 人→H26 : 343 人→H27 : 360 人</p>	<p>●南東北インターハイを契機としたスポーツへの関心を高める取組【高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動に参加している生徒のみならず、県内の高校生の関心を高める必要がある。 ・スポーツを「する」「みる」ことに加え、高校生が大会の準備、運営に主体的・協働的にインターハイを「支える」活動を通じて、スポーツへの関心と意欲を高めるように努める必要がある。 <p>○運動部活動の指導体制の構築【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の充実を図るためには、校内の各種目において専門的な指導が可能な指導者が欠かれないことから、指導体制が継続的に確保されるような仕組みを構築する必要がある。 	<p>●南東北インターハイを契機としたスポーツへの関心を高める取組【高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県高体連に加盟している全日制高校全てに設置している学校サポート委員会を中心に、高校生が校内や地域での PR や大会運営補助活動などを行う。また、県内各支部の代表生徒などで構成される「宮城県高校生活動推進委員会」で、おもてなし活動などの企画、各種イベントでの PR 活動などを行う。 ・これらの活動を通して、南東北インターハイの周知とともに、県民のスポーツへの関心と意欲を高める。 <p>○地域と連携した運動部活動を支える体制構築の取組【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材や地域のスポーツクラブ等の関係機関と学校が連携し、協力しながら運動部活動の指導に当たることができる体制構築を目指し、技術指導の補完を行いながら教員の指導力向上を図る生徒たちが興味関心のあるスポーツに取り組める環境を整える。

基本方向 2 : 取組 (3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><発達段階に応じた系統的な防災教育の推進></p> <p>○多賀城高校災害科学科設置に向けた取組【企・施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新県立将来構想第 2 次実施計画」(H25.2) に基づき、震災から学んだ教訓を確実に次世代に伝承するとともに、将来国内外で発生する災害から多くの命と暮らしを守ることができる人材を育成するため、「宮城県高等学校防災系学科設置基本構想」(H26.2) を策定した。 平成 28 年 4 月の災害科学科の開設に向け、これまで県内外の大学や研究機関と連携した講義や実習、津波波高の標識設置、防災ワークショップや被災地ガイドボランティアなど、被災経験をもとにした様々な活動を通して、自身の防災意識を高めるとともに、科学的視点から防災・減災を考え、自らが他者と交流する防災教育を行った。また、災害科学科の設置に向けて、地学関連の講義を行う教室を確保するため、現校舎の改修等を行った。 <p>○防災教育の推進【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の経験を踏まえ、平成 24 年 10 月に学校安全の領域(災害安全・交通安全・生活安全)を網羅した「みやぎ学校安全基本指針」を策定した。 震災の教訓、指針の内容を児童生徒等に内面化を図る教材として、平成 25 年度に小学校 3・4 年用、平成 26 年度に小学校 1・2 年用及び 5・6 年用、平成 27 年度に幼児向け、中学校用、高等学校用の防災教育副読本を作成した。 ※防災教育副読本(3・4 年用)を活用した学校 97.8% (H26) 防災教育の推進についての研究を「みやぎ防災教育推進協力校」として指定しモデル的に実施し、関係各課・機関相互の情報共有を図っている。 	<p>○防災専門教育推進体制の整備・充実【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多賀城高校に設置する災害科学科において、災害時に他者の人命や生活を支えることのできる人材の育成をしていくことはもとより、防災教育のリーディングケースとしての役割を充実させていく必要がある。 <p>○防災教育の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への防災意識の内面化を図るため、防災教育副読本を活用した防災教育の指導時数を確保する必要がある。 防災教育の学習内容が、教科を横断した内容があることから、各教科における防災教育のカリキュラムへの位置付けを検討する必要がある。 地域の実態に応じた防災教育を展開することが大切なことから、地域や関係機関と連携した防災教育を充実する必要がある。 	<p>○防災教育のパイロットスクールとしての取組の推進【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多賀城市をはじめ地域と連携した防災行事の開催や防災教育を推進していくほか、その防災教育を通じた地域連携の先進的な取組を県内の小・中学校、高等学校における防災教育に生かしていくなど、防災教育のパイロットスクールとしての機能を充実させていく。 <p>○防災教育の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における防災教育の更なる充実を図るため、全学校において防災主任を中心とした関係機関とのネットワークや体制整備を推進する。また、防災教育の実施状況を評価測定し、確実な実践を促していく。 学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図り、地域の実態に応じた防災教育・防災体制の確立を目指す。 震災後から現在までの取組を振り返り、課題を整理・改善するとともに内外に向けて情報を発信するように努める

基本方向 2 : 取組 (3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)										
<p>※小学校 14 校, 特別支援学校 2 校 (H26, 27)</p> <p>・「実践的防災教育総合支援事業 (H24～H26)」, 「防災教育を中心とした安全教育推進事業 (H27～)」において, 防災に関する指導方法等の開発・普及等及び学校安全に関する教育手法の開発のための支援事業を実施している。</p> <p>※H24～26 年度 : 石巻市, H27 年度 : 石巻市, 柴田町</p> <p>○災害発生時の各学校における地域連携組織づくり【ス】</p> <p>・平成 25 年度より「みやぎ防災教育推進ネットワーク会議」を開催 (対象者 : 学識経験者, 学校関係者, 県防災担当者, 教育委員会関係者等 年 2 回開催), また平成 26 年度より「圏域毎防災教育推進ネットワーク会議」を開催 (対象者 : 各市町村防災部局・教育委員会, 防災担当主幹教諭, 消防本部等 年 1 回開催) し, 各学校における地域連携組織づくりの推進を図った。</p> <p>※公立幼稚園, 小・中・高等学校, 特別支援学校 (仙台市を除く) と地域等が連携した防災訓練等の実施状況 (H27 は速報値)</p> <table border="1" data-bbox="151 1350 1006 1488"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域等との実施割合</td> <td>34.9%</td> <td>55.7%</td> <td>93.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○震災資料の利活用の促進【生】</p> <p>・震災の記録・記憶を後世に伝え, 防災・減災対策に寄与するため, 震災関連図書等の資料を収集し, 県図書館において東日本大震災文庫として一般公開しており, 収集資料数は 1 万件を超えている。</p> <p>・震災に関する記憶の風化を防ぐとともに, 防災・減災対策や防災教育に関する効果的な活用を図</p>		H24	H25	H26	H27	地域等との実施割合	34.9%	55.7%	93.8%	99.8%	<p>●震災関連資料の利活用の促進【生】</p> <p>・収集した資料等については, 地域の防災対策や学校の防災教育等においていかに活用が図られるかが重要である。また, 時間とともに震災関連資料が少なくなることが懸念されることから, 震災後, 新たに作成された資料等も含め, 継続的な収集が必要である。</p>	<p>●地域の防災力の向上【ス】</p> <p>・震災の教訓を踏まえ, 県全体での防災教育の充実を図る中で, 震災の風化防止や人材育成の観点も踏まえながら, 互いに助け合う「共助」の心を育み, 地域の防災力の向上を図る。</p> <p>●継続的な資料の収集と利活用【生】</p> <p>・時間の経過とともに少なくなっていく震災関連資料を継続的に収集するとともに, 利活用促進のための積極的な広報活動を行う。また, 学校と連携し防災教育や, 避難所運営等のテーマに基づく資料のパッケージ化など活用の在り方を検討の上, 実践のための支援等を行う。</p>
	H24	H25	H26	H27								
地域等との実施割合	34.9%	55.7%	93.8%	99.8%								

基本方向 2 : 取組 (3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p>るため、県内全市町村と連携・協力し「東日本大震災アーカイブ宮城」を構築するとともに Web 上で公開した。</p> <p>※掲載資料 : 約 31 万 7 千件, 公開日 : H27 年 6 月 15 日</p> <p><防災教育に関する指導力の向上></p> <p>○防災教育等を推進する教員の養成【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災主任及び防災担当主幹教諭を対象として、防災教育や防災体制の整備, 地域連携による防災に関する取組等についての研修を総合教育センター及び各教育事務所で開催している。 	<p>○防災を担う教員の継続的な養成【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災の記憶と教訓を風化させることのないよう, 防災教育の体制整備に継続して取り組んでいく必要がある。 <p>●<u>学校安全全般の対応</u>【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備や, 地域防災との連携も進みつつあるが, 防災は学校安全の一領域であり, 学校においては自然災害にとどまらず学校管理下の事故全般について, 地域内の学校や関係機関との意識共有を図ることが必要となっている。 	<p>○防災主任等の研修の充実【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も防災教育の体制整備等を推進していくため, 防災教育の中心的役割を担う教員の研修を充実していく。 <p>●<u>総合的な学校安全を推進する教員の養成</u>【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害安全, 交通安全, 生活安全といった学校安全全般についても地域連携等の強化を図るため, 防災に加えて総合的な学校安全に関する研修を充実していく。

基本方向2：取組（4）食に関心を持ち、元気な子どもの育成

主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)														
<p><総合的な食育の推進></p> <p>○子どもの健康を育む食育の推進【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るために、「食に関する指導・学校給食の手引き」を改定し、指導の全体計画・年間指導計画の作成を促している。 食に関する指導の中核となる栄養教諭の実践的な取組みを支援するため、「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を実施し、栄養教諭と担任・養護教諭、学校と家庭・地域との連携による食に関する指導の充実を図った。 学校における食育を推進するため、県内の小中学生対象に「食育推進啓発ポスター」を募集し、最優秀作品を使ったカレンダーを配付することにより、各学校の食育への関心を高めている。 <p>○食に関する体験学習【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校での食に関する体験や交流を促すため、東北農政局と連携を図り「食に関する指導推進研修会」「学校給食研究協議会」において、情報提供や食育推進指定校の先進事例紹介を行った。 <p>○食材王国みやぎ「伝え人（びと）」の活用促進【食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食に関する学習を進めるに際し、宮城の「食」に関する専門家を派遣し、「食」関連の学習促進や地域食材への理解を深めた。 ※学習内容：地域食材，郷土料理，県産食材を使った調理実習，農業について など <p>○高校生地産地消お弁当コンテスト【食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生地産地消お弁当コンテストを開催し，地域食材について学ぶ機会を提供した。 ※実施状況 <table border="1" data-bbox="160 1835 1003 1927"> <tr> <td></td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>応募校数</td> <td>15校</td> <td>—</td> <td>21校</td> <td>26校</td> <td>27校</td> <td>19校</td> </tr> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	応募校数	15校	—	21校	26校	27校	19校	<p>○年間指導計画未作成校【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導の全体計画は全ての学校で作成されたが，年間指導計画は，作成の中心となる栄養教諭等が配置されていない学校において，未作成の場合があることから，給食主任等を中心に「食に関する指導・学校給食の手引き」を活用し，年間指導計画の作成を促していく必要がある。 <p>○食に関する指導時数の偏り【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭未配置校では，食に関する指導の時数が少ない傾向にある。各教科等の指導の目標と食育の目標の共通点をとらえ，既存の授業に食育の視点をもたせることにより，食に関する指導の時数とすることを周知する必要がある。 <p>○理解促進と次世代への継承【食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産食材への理解や伝統的食文化への理解を促し，次世代に継承する必要がある。 <p>○学校への参加促進【食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校や担当教諭により事業への関心度に差がある。 作品に使用する地域食材などに偏りが見受けられる。 	<p>○子どもの健康を育む食育の推進【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校で全体計画，年間指導計画ともに実績を踏まえて見直していく体制を整備するとともに，地域の学校間の連携を図り，一貫した指導・継続した指導を行っていく。 栄養教諭を中核として，地域の特色を活かした食育の推進に努めるとともに，栄養教諭未配置校においても食育の充実を図っていく。 <p>○食に関する体験学習の推進【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導の年間指導計画に，各教科で実施している食に関する体験学習を盛り込むよう周知し，体験学習の実施を促す。 東北農政局，農林水産部等の関係期間と連携して食に関する体験学習の機会の拡大を図る。 <p>○食文化の継承【食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産食材などの魅力を効果的に伝え，食材を選択する力の育成や食文化の継承に努める。 <p>○地域食材の学習機会の提供・拡大【食】</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的に周知を図り，多くの高校に参加を促し，高校生世代への地域食材の学習機会の提供を拡大していく。
	H22	H23	H24	H25	H26	H27										
応募校数	15校	—	21校	26校	27校	19校										

基本方向 2 : 取組 (4) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成

主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)							課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
応募件数	48 件	—	101 件	138 件	137 件	95 件		
入賞件数	4 件	—	5 件	5 件	4 件	3 件		
<p><宮城の食文化への理解促進></p> <p>○学校給食における地場産物の活用【ス・農園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産部と連携して、全施設対象に野菜等の地場産物活用状況等調査を実施して経年変化を捉え、「学校給食研究協議会」において先進事例の紹介やグループ討議等を実施して地場産物の活用を促した。 地産地消の推進により震災からの復興の一助となるよう、「学校給食伊達な献立コンクール」を開催し、栄養教諭・学校栄養職員と調理員の研鑽と意欲の高揚を図るとともに、入賞献立のレシピ集を各給食施設に配付し、地産地消献立の導入を促した。 県が定める「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」(11 月)に、各学校給食調理場に対して県産食材の利用推進に向けた啓発活動を行っている。 県産食材の利用に関する調査結果の情報発信や、先進事例に関する研修会開催のほか、モデル地区を選定し、地場産野菜に一次加工を施した給食素材の企画・製造から学校給食調理施設への配送までを一貫して行い、コストや流通に係る課題を検証するなど、地場産野菜の利用拡大を推進している。 震災以降、学校給食における地場野菜等の利用品目割合は減少傾向にあったが、平成 26 年度に増加に転じた。 							<p>○学校給食における地場産物の活用状況の現状【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災後は、供給していた生産者の被災や、原発事故による放射能汚染を心配する声等により、活用割合が減少していたが、現在は回復傾向にある。ただし第 2 期宮城県食育推進プランにおける目標値の 33%には達していない。 学校給食栄養状況報告書(抽出調査)では、国の食育推進基本計画の目標値である「学校給食における地場産物を活用する割合 30%以上」「学校給食における国産食材を使用する割合 80%以上」が達成されていない。供給体制や価格面が未達成の要因と思われる。 これらのことから、今後も地場産物及び国産の食材の活用を促進する必要がある。 	<p>○学校給食における地場産物の活用促進【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産部と連携して、地場産物の供給体制の整備や、価格面について検討し、生産者と学校給食関係者のマッチングに努めていく。 食品の安全、安心確保のため、必要な検査や情報提供に努めていく。 悉皆研修の給食管理に関する講義等の機会をとらえ、給食に積極的に地場産物を利用するよう、栄養教諭等に「学校給食伊達な献立コンクール」への参加や「レシピ集」の活用を促していく。 <p>○学校給食における郷土料理の提供【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃から郷土料理に親しむことが食文化の継承につながることから、第三期食育推進プランに「宮城県産食材を使用した郷土料理を年間 10 回以上提供している学校給食施設の割合を 62.8%から 85%まで増加させる」ことが盛り込まれた。研修会等で事例発表や協議を行ったり、レシピ等を公開し、全給食施設に周知を図り、郷土料理の提供や、料理を活用した食に関する指導の機会の増加を促す。

基本方向 2 : 取組 (5) 心身の健康を保つ学校保健の充実		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><健康な心身の保持増進></p> <p>○健康診断・環境衛生検査による健康状態の把握と環境整備【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法施行規則に基づき、児童生徒の健康状態を的確に判断するために、健康診断を実施した。 各学校に、学校医（内科医・耳鼻科医・眼科医）、学校歯科医及び学校薬剤師を任用し、児童生徒の健康診断や環境衛生検査を行った。 <p>○健康課題の解決【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今日的な学校保健課題や東日本大震災後の児童生徒の健康課題の解決に向け、学校・地域保健連携推進事業（学校保健課題解決）で県内を 8 ブロックに分け、地域の課題に応じた学校保健支援チームを設置し、健康課題の解決に取りくんだ。 学校・地域保健連携推進事業（専門家派遣）において、震災後の様々な健康課題解決を目的に、児童生徒、教職員、保護者等が必要な知識を得て、対応策を学べるよう、専門家を学校に派遣し、研修会等を実施した。 <p>○健康教育指導者の育成【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省等が主催する研修会に学校保健・学校安全担当指導主事や教職員を派遣し、最新の情報を得ることにより健康教育の推進を図った。 	<p>○多様化する健康課題【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥満、う歯、メンタルヘルス等の様々な健康課題に対応するため、心のケア、基本的生活習慣の確立に向けた取組等、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関が連携し、学校保健の充実を図っていく必要がある。 震災後の複雑、多様化する児童生徒の様々な健康課題に適切に対応するため、教職員の資質の向上が求められている。 	<p>○多様化する健康課題の解決に向けた取組【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・地域保健連携事業教育事務所（地域事務所）ごとに地域の健康課題に応じた学校保健支援チームにおいて、関係機関との連携を強化し、多様化する健康課題の解決を図っていく。 専門医等の派遣を継続し、児童生徒に対する保健指導の充実や児童生徒自身も自他の生命の尊さの認識の向上等を図る。

基本方向3：障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

基本方向3：取組（1）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 重点的取組5																	
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)		課題（○：継続，●：新規）		今後の方向性（○：継続，●：新規）													
<p><一人一人の発達段階や障害に配慮した支援体制の構築></p> <p>○発達障害を含め障害のある子どもの支援体制の構築【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から20年度までの「学習システム整備モデル事業」の取組を通して、通常学級に在籍するLD等の発達障害のある幼児児童生徒への指導や支援が喫緊の課題であることが分かったことから、下記に取り組んできた。 <p>1) 平成22年度：校内支援体制の整備</p> <p>校内体制を整えるための特別支援委員会の設置と個別の指導計画の作成について、広く理解啓発を進めるために、管理職研修及び特別支援学級新任者研修会等で研修会を実施した。</p> <p>2) 平成23年度～26年度：未就学児童を対象とする発達障害早期支援事業</p> <p>学齢期の支援体制が整う中で、未就学段階での早期支援が次の課題となったことから、県内でモデル地区を募り、発達障害早期支援事業を実施した。</p> <p>※モデル地区の状況（仙台市を除く市町村対象）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>地区数</td> <td>5地区</td> <td>11地区</td> <td>11地区</td> <td>18地区</td> <td>27地区</td> </tr> </table> <p>早期からの支援が重要であるとの認識が広がり、県内の幼稚園のうち約半数が個別の指導計画を作成するようになった。</p> <p>3) 平成27年度：社会的な自立と心豊かな社会参加を支えるための高等学校支援</p> <p>高等学校で増加している発達障害のある生徒を支援するためのサポートブックを作成した。</p> <p>○乳幼児期（早期）からの支援体制の充実【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期の適切な時期に、必要な支援が受けられるよ 			H23	H24	H25	H26	H27	地区数	5地区	11地区	11地区	18地区	27地区	<p>○「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の能力を最大限に伸ばすために、切れ目のない支援体制の構築が必要であり、そのためのツールが「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」であることから、これらの計画の作成と活用を促進する必要がある。また、小学校・中学校それぞれの取組を次の学びの場につなぎ、一貫した指導や支援による日常生活のQOL向上により、心豊かな自立と社会参加を実現していくことが課題である。 <p>●高等学校卒業後の心豊かな生活への移行を支援する体制の充実【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校に増加している発達障害と思われる生徒の指導を充実させるための校内支援体制の充実が必要である。 小中学校から高等学校、就労先進学先までの一貫した指導や支援の引き継ぎの体制の充実が必要である。 <p>●多様な教育的ニーズへの対応と多様な学びの場の整備【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の能力を最大限に伸ばすための教員の専門性の向上と校内体制の更なる充実が必要である。 地域の教育資源活用による関係機関の連携の強化が必要である。 		<p>○「個別の教育支援計画」等の作成と活用のための研修の充実【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村教育委員会及び各学校等において「個別の教育支援計画」等の作成と活用の必要性は理解されてきたが、記入や活用の仕方が十分に理解されていない。 効果的な作成や活用方法について、具体的なケースをもとに演習的な研修を増やし、内容の充実を図る。 学校訪問等の際に、必要な対応について具体的な指導助言を行う。 <p>●高等学校を対象とする研修内容の工夫【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼小連携や小中連携の体制を参考に、中高連携や高等学校卒業後の進路先及び就労先との連携の仕方に関する具体的な研修内容とする。 高等学校段階での支援や指導の充実に向けて、小学校から高等学校までの教育課程の発展性・系統性の重要性の理解啓発ができるような研修内容を工夫し、一貫性のある指導の充実を目指す。 <p>●宮城県特別支援連携協議会における連携体制の充実【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、各市町村にある幼稚園・小中学校・高等学校との連携を強化する。 各市町村単位で実施される特別支援連携協議会の課題解決に向け、特別支援学校の地域支援コーディネーターが各市町村の特別支援コーディネーター連携協議会をサポートしていく。 年度当初に開催する宮城県特別支援連携協議会において、目指すべき方向性を明確にし、関係機関 	
	H23	H24	H25	H26	H27												
地区数	5地区	11地区	11地区	18地区	27地区												

主な取組と成果 （平成22年度～平成27年度）	課 題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）																																										
<p>う、教育的ニーズと支援の有り方について関係者間の共通理解を図るとともに、適正な就学につなげる乳幼児期からの相談・支援体制の整備・充実を図っている。</p> <p>※「教育支援手引き」を作成（H27.2）</p> <p>○精神発達の問題の早期発見【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精神発達に問題があるとされた児童に対して児童相談所が精神発達精密健康診査を実施し、精神発達の問題の早期発見を図ってきた。 <p>※精神発達精密健康診査の実施件数（延べ）</p> <table border="1" data-bbox="160 915 1003 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>727件</td> <td>694件</td> <td>829件</td> <td>848件</td> <td>904件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○精神発達の問題のある子どもへの支援【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神発達精密健康診査により、精神発達に問題があるとされた子どもの養育について、保護者や、保育所、幼稚園等への助言・指導を実施した。 <p>※助言・指導の実施件数</p> <table border="1" data-bbox="160 1304 1003 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>912件</td> <td>622件</td> <td>719件</td> <td>690件</td> <td>632件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○心身障害児等発達・療育支援事業の実施【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身の発達に遅れ等が懸念される子どもを早期に把握し、医師や保健師等により診察や日常生活に関する相談指導を行っているほか、発達に関する訓練指導を要する子どもに対して、作業療法士等による発達の訓練指導を実施している。 <p>※発達相談・スタッフ派遣の実施回数</p> <table border="1" data-bbox="160 1787 1003 1927"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達相談</td> <td>47回</td> <td>58回</td> <td>45回</td> <td>42回</td> <td>41回</td> </tr> <tr> <td>スタッフ派遣</td> <td>9回</td> <td>10回</td> <td>11回</td> <td>11回</td> <td>20回</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	実施件数	727件	694件	829件	848件	904件		H22	H23	H24	H25	H26	実施件数	912件	622件	719件	690件	632件		H22	H23	H24	H25	H26	発達相談	47回	58回	45回	42回	41回	スタッフ派遣	9回	10回	11回	11回	20回	<p>○児童相談所の事務負担の増加【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神発達精密健康診査の実施件数が増加傾向にあり、児童相談所の事務負担が増加している。 <p>●きめ細やかな支援の促進【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> より身近で相談しやすい地域での相談体制が手薄なため、児童相談所で実施する精神発達精密健康診査や事後指導の実施件数が多くなり、児童相談所管轄地域の大きさやマンパワーでは、今以上のきめ細かな対応は難しい。 <p>○早期発見・支援のための体制の整備【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制等に関して、地域間格差が見られる。また関係機関の連携が図られていない。 	<p>による連携の進め方を具体化し、地域ブロックごとに実現可能な計画を立案するとともに、年度末に評価を行い、PDCAサイクルを機能させながら体制整備の充実を目指す。</p> <p>●支援体制の強化・検討【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制の強化のため、県と乳幼児精密検査の実施主体である市町村等関係機関の事後指導等の役割分担を明確にし、よりきめ細やかな支援が可能な体制を検討する。 <p>○関係機関のネットワークの構築【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の役割を精査した上で、連携を進め、ネットワークの構築を図るとともに、地域間格差の解消を図る。
	H22	H23	H24	H25	H26																																							
実施件数	727件	694件	829件	848件	904件																																							
	H22	H23	H24	H25	H26																																							
実施件数	912件	622件	719件	690件	632件																																							
	H22	H23	H24	H25	H26																																							
発達相談	47回	58回	45回	42回	41回																																							
スタッフ派遣	9回	10回	11回	11回	20回																																							

基本方向3：取組（1）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 重点的取組5		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p>＜教育環境の整備＞</p> <p>○特別支援学校施設の改善【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存校舎の改築を進めるとともに、知的障害を有する児童生徒の増加等に対応するため新設校の校舎新築を行うなど、施設の整備を進めた。 <p>※新築・改築した特別支援学校数：4校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小松島支援学校（H26.4 新設） ・拓桃支援学校，山元支援学校（改築） ・女川高等学園（H28.4 新設） 	<p>○特別支援学校施設・設備の整備【特・施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年により老朽化している既存校舎の改築及び児童生徒の増加等に対応するため新設校の校舎新築を行う必要がある。 ・学校給食用備品について老朽化が進んでおり，特別支援学校の児童生徒については，個々に応じた対応が必要であるため，症状に合わせた食器等が必要である。 <p>●特別支援学校教育将来構想への対応【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年2月に策定された宮城県特別支援学校将来構想に基づき，今後決定される新設校や分校の設置に対し，臨機応変に対応する必要がある。 	<p>○施設・設備の計画的な整備【特・施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎の改築時期等に合わせた計画的な整備と新設校の校舎等新築を行うため，計画の見直しをしながら施設の整備を進めていく。 ・老朽化が進んでいる学校給食用備品について，更新・整備を行っていくとともに，安全な学校給食を推進するために，各種検査や施設・設備の消毒を実施していく。あわせて，食器や備品の充実に努める。 <p>●先を見据えた整備計画の作成【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の整備計画を引き続き精査していくとともに，関係機関との連絡を密にしながら，整備計画を見直し，狭隘化に対応した施設整備に取り組む。

基本方向3：取組（2）障害のある子どもの自立と社会参加の支援		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p><教職員研修の充実と職業教育や就労支援の充実></p> <p>○職場適応指導員の配置【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校に職場適応指導員を配置し、生徒一人一人の能力や適性に合った就労先の開拓を行うなど、進路指導の充実を図っている。 <p>○進路指導充実事業の実施【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を3つのブロックに分け、代表校を中心に公開講座や卒業生事例発表会、シンポジウム等を開催し、在籍する生徒の進路指導、卒業後のアフターケア等の充実を図っている。 <p>○居住地校学習の推進【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2校を除く県立特別支援学校で希望者全員に実施されている。例年、約30%程度の割合で交流を実施している。 <p>○障害のある子どもの就労促進【障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター「えくぼ」において、発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援や就労支援等を行ったほか、関係施設及び関係機関等に対し、普及啓発等を実施した。 ※「えくぼ」における相談件数【H22～26年度：8,004件】 ・ホームヘルパー養成研修を実施し、障害のある子ども等の就労促進を図った。 ※知的障害者居宅介護職員初任者研修の受講者数【H22～26年度：149人（うち45人就労）】 	<p>○共生社会と障害の理解啓発【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地校学習においては、保護者に向け地域で障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ良さを更に発信していく必要がある。 ・高等部卒業後の進路決定が、生徒の実態に即したものであるとしていく必要がある。 	<p>○受入れ校との連携【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年以上においては、交流活動の内容を吟味し、成就感が味わえるようにしていく。 ・職場開拓においては、更なる児童生徒の実態把握に努め、生徒の良さを理解してもらえる状況づくりに努めていく。 <p>●共生社会の実現を目指した理解促進【特】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を進める中で、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の活用など障害のある者への切れ目のない支援と併せて、障害のない者への障害に対する理解を促進する。

基本方向 4：信頼され魅力ある教育環境づくり

基本方向 4：取組（1）教員が学び続けるための体系的な研修の推進 重点的取組 6		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p><教員の指導力の向上></p> <p>○系統立てた教員研修の実施【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修マスタープランに基づき、教員の経験段階やライフステージに応じた研修を実施するとともに、教員の自己研鑽の支援に取り組んでいる。 <p>○校内研修等の支援【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターにカリキュラム開発支援室を開設し、各学校の授業づくりや研究活動のための情報提供や特色あるカリキュラムづくりを支援している。 ・各学校や地域で実施している校内研修等に県内の大学が抱える専門的知識人を活用する仕組みをつくり、校内研修等の充実に取り組んでいる。 <p>○学校として抱える課題に対応【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する県民ニーズや課題に対応するため、創造性豊かで自立的に行動する職員の育成を目標に、事務職員等研修規程に基づき、事務職員等を対象に職務上必要な知識及び技能を向上させるため選択制研修などを実施している。 	<p>○教育課題等への対応【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進、震災の影響や今日的な教育課題、ICT 活用等による授業改善等に着実に対応していくことが求められている。また、次期学習指導要領やアクティブ・ラーニング等の新しい学びの手法に教員がしっかりと対応できるよう準備していく必要がある。 <p>●教員の指導力の継承【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の年齢構成の変化に伴う指導力の継承、学校現場における教育課題や教育改革へ着実に対応していく能力、若年化するスクールリーダーの養成が必要となっている。 	<p>○教員研修の充実【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の基本的な指導力の向上や最新の教育方法、教育課題等に適切に対応していくために教員研修の充実と整理を図る。 <p>●教員の研修体系の見直し【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者層の増加、中堅層の減少、管理職の若年化を見据えて、研修体系を見直していく。

基本方向4：取組（2）開かれた学校づくりの推進		
重点的取組7		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p><地域に開かれた学校づくり></p> <p>○学校経営相談会の実施【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な学校経営の下，教職員が教育活動に専念できる環境づくりを進める「時代に即応した学校経営支援事業」の一環として，学校単独では対応しきれなくなる可能性のある問題や課題解決に時間を要する複雑・困難化しそうな問題，訴訟に発展する恐れがある問題等を掘り起こし，専門アドバイザー（弁護士）との相談会を設けることによって，早期解決に向けた支援を行っている。 <p>○学校評価の実施と改善サイクルの定着【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各県立高等学校において，自己評価及び学校関係者評価を実施し，学校における改善サイクルを定着させ，教育水準の向上を図った。 学校評議員を活用した学校関係者評価による，学校の特色化や生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の展開のために，校長が学校評議員を委嘱している（平成26年度までは教育長が委嘱）。学校評議員会開催に係る旅費等を支援した。 <p>※学校評議員：70校330人（H27）</p> <p>○各県立高等学校の魅力ある学校づくりへの支援【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育を取り巻く環境の変化や県民の期待に応える学校づくり，将来の復興を支える人づくりを進める学校づくりなど，ボトムアップによるプロポーザル事業とし，応募のあった学校から指定校を選び，必要経費の支援をした。 <p>※指定校：22校（人材育成：8校，志教育：14校）（H27）</p>	<p>○学校経営相談の適時性【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営相談会を毎年2月に実施しているが，相談会の開催を待つことによって学校あるいは教育委員会での問題への対応が遅れ，問題がこじれたり複雑化して解決が困難にならないように努める必要がある。 <p>●情報の共有化【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容に類似する案件を抱える学校にとっては，類似案件に対する弁護士の見解を参考に，相談を申し込まなくても校内で対処できる場合があると考えられることから，情報の共有化を図る。 <p>○実効的な学校改善に結びつける学校評価の推進【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 志教育の考え方に基づく地域から信頼される学校づくりや実効的な学校改善を進めるために学校評価を生かしていく必要がある。 <p>●学校評価から学校運営の参画へ【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの学校評議員等による学校関係者評価を学校経営改善に結び付けることに加えて，今後は，学校評議員等の地域人材が，持続的に各高等学校の学校運営に参画していく必要がある。 	<p>○学校経営相談の随時受付【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士から適時適切なアドバイスを受けられる仕組みを構築する。あわせて，学校経営に関して法律等の相談窓口を有していない市町村教育委員会に対して，設置を働きかけていく。 <p>●学校経営相談事例集の作成と発行【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営相談会に持ち込まれる個別具体の案件を，学校や個人が特定されないように相談内容及び弁護士見解の一部を加工し，事例集として県立学校及び市町村教育委員会に提供する。 <p>○学校評価研修会の充実【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営の改善につながる優れた事例や地域から信頼される学校づくりの実現の状況等を情報提供するなど，学校評価研修会の内容の充実を図る。 <p>○学校経営の透明化【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価の結果を学校経営の改善や魅力ある学校づくりの実現に結びつけるとともに，評価結果の積極的な情報発信に努め，学校経営の透明化を図る。 <p>●地域とともにある学校づくり【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続していくとともに，学校運営における学校と地域の連携・協働を推進するための組織として，地域人材活用のためのネットワークの構築を今後検討していくとともに具現化していく。

基本方向 4 : 取組 (2) 開かれた学校づくりの推進 重点的取組 7		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><外部人材の活用の促進></p> <p>○学校外の教育資源の活用【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業や関係行政機関との連携を積極的に進め、キャリアアドバイザー等を活用し、民間企業の他に大学の研究機関など、生徒の希望進路に配慮したインターンシップの受入先の確保を図った。 	<p>○学校外の教育資源の活用の推進【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の望ましい職業観や勤労観を育み、将来に向けた進路選択の積極性を醸成するため、インターンシップなどの学校外の教育資源を活用した取組を更に推進していく必要がある。 	<p>○インターンシップ等の充実【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の他に大学の研究機関など生徒の希望進路に配慮したインターンシップの受入先の確保を図るとともに、社会人講師を学校に招聘するキャリアセミナーの開催を引き続き支援していく。

基本方向 4 : 取組 (3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><優れた教員の確保></p> <p>○教員採用選考の工夫・改善に向けた取組【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職教養」を「小論文」に代替できる対象者を官公庁等の常勤正規職員, 青年海外協力隊経験者, 県内の非常勤講師, 実習助手, 寄宿舍指導員に広げ, 経験豊かな人材が受験しやすいようにしたほか, 平成 23 年度から一部の科目等において「教職経験者特別選考」を実施し, 即戦力となる人材を確保できるよう工夫した。 ・平成 23 年度から一部の科目等において「東京会場」での一次試験を実施し, 県外の優秀な人材を確保できるよう工夫した。 ・平成 24 年度から適性検査を導入し, 新規採用者の人物重視の観点を推進した。 ・大学院進学予定者名簿登載猶予制度を導入し, 意欲のある人材が上級免許状を取得しやすいようにした。 <p>○障害者法定雇用率 2.2% の達成に向けた取組【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者特別選考を実施し, 障害者の教員採用に積極的に取り組むとともに, 県立学校長会議や教育事務所長会議など各種機会を通じた雇用促進啓発を行い, 臨時職員等への障害者雇用, 在職者の中の障害者の掘り起しなどを促進した結果, 全国ワースト (1.75% (H25)) の数値をわずかながら改善させることができた (1.92% (H27))。 ・各都道府県教委も改善に力を入れていることから, 今後, 特に教育職員への障害者採用を積極的に行い, 継続した改善の取組を行う必要がある。 	<p>○教員採用選考の工夫・改善【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人物重視の観点をより推進していけるように工夫・改善を進める必要がある。 ・平成 29 年度実施の教員採用選考から宮城県と仙台市がそれぞれで教員採用選考を行うことが決まっていることから, 今まで以上に宮城県の独自性を打ち出した採用選考を工夫・改善していく必要がある。 <p>○障害者法定雇用率の達成に向けた取組【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委内の障害者法定雇用率 2.2% の達成に向けた取組を進める必要がある。 	<p>○採用選考の工夫・改善と受験者の確保【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度実施の教員採用選考から宮城県と仙台市がそれぞれで教員採用選考を行うことが決まっていることから, 宮城県の独自性を前面に打ち出していくとともに, 受験者の確保に向けた様々な取り組みを模索していく。 <p>○障害者雇用の周知徹底と理解の促進【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者特別選考の周知の徹底を図るほか, 採用枠の拡大, 障害者向けの非常勤職員等の雇用事業の導入, 配置する現場における障害者雇用に対する理解が進むよう取り組んでいく。

基本方向 4 : 取組 (3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><教職員人事システムの確立></p> <p>○人事・給与を管理するシステムの保守・運営【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用, 退職, 研修といった人事情報の管理・検索, 異動案の作成支援, 職員表彰の管理, 異動外発令, 懲戒情報の管理, 身上調書の管理, 病気休暇の管理, 出向者の管理等について適切に行えるようシステムの保守・管理を行った。 ・また, 新システム構築 (導入) に向けた調査・設計などにも着手を始めた。 ・人事評価の制度の導入などを内容とした改正地方公務員法が公布されたことに伴い, 学校を除く教育委員会の各機関においては, 平成 28 年度から新たな人事評価制度の導入本格実施に向け, 平成 27 年度に試行を行った。 	<p>○人事・給与管理システムの新たな構築【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における新たな職員評価制度を構築する必要がある。 ・給与管理総合システムは, 構築後 20 年以上が経過しており, 度重なるプログラムの改修等により既存プログラムが複雑化・硬直化しているため, 制度改正やシステムニーズの変化等への対応が課題となっている 	<p>○人事評価制度の見直しとシステムの再構築【総・教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における職員評価制度の構築及び定着に向け取り組んでいく。 ・データ連携が必要な人事給与統合システムとの統合や知事部局において先行開発した人事給与トータルシステムの共用の可能性など, 他のシステムの動向等も踏まえながら, 引き続きシステムの再構築等について検討を進めていく。

基本方向4：取組（4）教職員を支える環境づくりの推進		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続, ●：新規）	今後の方向性（○：継続, ●：新規）
<p><教職員の研修環境の整備></p> <p>○総合教育センター（まなウェルみやぎ）の整備【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・福祉保健分野の様々な課題に対応した複合施設として、総合教育センター（まなウェルみやぎ）を平成25年4月に開所した。 <p><教職員の健康管理></p> <p>○過重労働対策について【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の在校（庁）時間記録の定着化に努めるとともに、在校時間の従事内容を本人及び管理職が把握し、健康管理に努めた。また、長時間在校している教職員の希望者に対して、医師による面接を実施している。 <p>○体育担当妊娠教員への代替非常勤講師の派遣【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性教員の増加に伴い、妊娠中の教員等が体育実技の指導を行う際に、教育指導に支障が生じると認められる場合には非常勤講師を派遣し、体育指導の適切な実施と母体保護を図っている。 <p>○健康診断等の実施、健康審査会議の運営【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断を実施し、疾病の早期発見と早期治療の促進を図り、健康の保持を推進した。 ・生活習慣病健診等を実施し、疾病の早期発見と早期治療及び予防について適切な指導を行うほか、健康管理医を選任し、職場における安全と衛生の確保に努めた。 ・精神科の医師2人を含めた健康審査会議で、精神疾患により休職している教職員の復職を医療面、 	<p>○教職員の長時間勤務者への健康管理対策【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間外において、月80時間を超えて在校した教職員が、平成25年度と平成26年度で約1,500人（約27%）と変化がみられない。このため、健康管理の観点から、在校時間の縮減を図り、健康管理対策に取り組む必要がある。 <p>○体育担当妊娠教員への代替非常勤講師の派遣【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育の非常勤講師の登録者が少ない状況であり、特に被災地や郡部の学校現場の要求に全て対応できないことも危惧される。 ・小学校においては、体育の授業以外にも実技を伴う教科があり、また、休み時間等に児童とともに体を動かすこともあることから、体育の授業時間以外にも補助できるように、任用条件の検討が必要である。 <p>○教職員のメンタルヘルス対策【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の精神疾患による病気休職者の人数は、ここ数年で60人前後と横ばいの状況にあり、予防対策を図る必要がある。 <p>※休職者数 H22：68人、H23：62人、H24：57人、H25：59人、H26：60人</p>	<p>○在校時間の適切な把握と健康管理対策の実施【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校（庁）時間を教職員本人及び管理職が把握して、健康管理に努める。 ・医師による面接や管理職に対して過重労働対策セミナー等を実施して、健康障害の未然防止に努める。 ・衛生委員会で在校時間の縮減に向けた議論を継続して行う。 <p>○体育担当妊娠教員への代替非常勤講師の派遣【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件の範囲を拡大し女性にとって働きやすい環境づくりを推進する。 <p>○メンタルヘルスケアの中心となる「4つのケア」の推進【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフケア、管理監督者のラインによるケア、健康管理医等の産業保健スタッフによるケア及び臨床心理士等の事業場外資源によるケアを軸としたメンタルヘルスケアを実施する。 ・ストレスチェック制度導入・実施（H27.12施行）に伴い、教職員のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調の予防に努める。

基本方向 4 : 取組 (4) 教職員を支える環境づくりの推進		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
勤務面を判定及び指導して, 病気の再発防止に努めた。	<p>●震災に伴う教職員のメンタルヘルス対策【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災後の心身の状況を把握するために, 平成 23 年度から隔年で震災に伴う健康調査を実施しているが, 平成 27 年度 (第 3 回) 調査でも「精神健康全般に関するチェック」で約 10% (1,710 人), 「仕事に関するチェック (バーンアウト)」でリスクの高い教職員は約 17% (2,660 人) と専門機関等の支援が必要な教職員の割合に, ほぼ変化がみられない。 	<p>●メンタルヘルスケア対策の継続した強化【福】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校共済組合宮城支部と連携して, メンタルヘルス事業を継続して実施していく。 メンタルヘルス相談の個別面談や電子メールによる相談を継続するほか臨床心理士を学校に派遣する相談事業を実施する。 震災後の状況に対応するメンタルヘルス研修会や講師を学校等に派遣する出張講座を実施する。

基本方向4：取組（5）県立高校の改革の推進		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p><基礎的・基本的な知識・技能の定着等に向けた取組></p> <p>○習熟度別授業等の取組の推進【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各高等学校において、数学・外国語・国語を中心として習熟度別授業や少人数の授業を展開し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、知識を活用して課題を解決する力の育成及び適切な人間関係を構築する力の育成に努めた。 <p><地域のニーズを踏まえた学校づくり></p> <p>○新県立高校将来構想の策定【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県における今後の高校教育改革の方向性及び高校の再編整備の方針として、平成22年3月に「新県立高校将来構想」（計画期間：H23～32）を策定した。また、社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置を進めるため、第1次、第2次実施計画を策定し、学校再編等を推進してきた。 <p>【第1次実施計画（H23～27）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部地区における通信制高校の独立校化（宮城県美田園高校の新設（H24.4開校）） 登米地区における総合産業高校の新設（宮城県登米総合産業高校の新設（H27.4開校）） 石巻地区における高校の計画的な再編（宮城県女川高校の募集停止（H26.3閉校）） <p>【第2次実施計画（H26～30）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災系学科の新設（宮城県多賀城高校に防災科学科を新設（H28.4予定）） 観光系学科の新設（宮城県松島高校に観光科を新設（H26.4）） 宮城県水産高校海洋総合科の拡充（H26.4） <p>【第2次実施計画（追加）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栗原地区における機械系学科の再編（迫桜高校に機械系科目を拡充し、岩ヶ崎高校創造工 	<p>○一層の指導の工夫・改善【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの高等学校において、数学・外国語・国語を中心とする習熟度別授業が展開されるようになったが、高校教育の質の保証という観点からも、義務教育段階を含む基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着は重視されており、指導の工夫・改善が一層求められる。 <p>○更なる学校再編整備【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒数の減少に伴い、更なる学校再編整備が必要となってくるが、今後は、地域のニーズを踏まえた検討を行っていく必要がある。 <p>●次期・県立高校将来構想の策定【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる少子化の進展に伴い、学校規模の縮小が進む中で、魅力ある学校づくりを推進するため、地方創生等の観点を踏まえた新たな視点と地域のニーズを反映させた再編整備を行う必要がある。 	<p>○基礎学力の定着のための取組【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個に応じた学習を一層進めるため、習熟度別授業や少人数授業を、各校の実情に応じて積極的に展開するよう周知するとともに、基礎学力充実支援事業により定時制を中心に学習サポーターを配置するなど、基礎学力の定着に有効な指導を支援する。 <p>○第3次実施計画の策定【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南部地区の再編統合について、新たな職業教育拠点校を新設するに当たり、地域のニーズを踏まえた魅力ある学校づくりを推進するため、県教委としては初めて「地域における高校のあり方検討会議」を大河原地域で開催し、地域や学校関係者等と共に学校の在り方を検討していく。 <p>●魅力ある学校づくりの推進【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化社会や地方創生等の観点を踏まえた新たな県立高校の方向性を示し、社会の変化に対応した学校配置等を検討していくため、高校再編等が必要な地区において「地域における高校のあり方検討会議」を開催し、地域と共に学校のあり方等を考え、地域のニーズを反映させた魅力ある学校づくりを目指していく。

基本方向 4 : 取組 (5) 県立高校の改革の推進		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p>学科 (鶯沢校舎) を募集停止 (H28.4 予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本吉地区における高校の再編 (気仙沼高校と気仙沼西高校を再編統合 (H30.4 開校予定)) <p><入学者選抜制度の改善></p> <p>○新高等学校入学者選抜制度の導入【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会における「宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針」(H22.3) の決定を受けて、平成 25 年度入試から従前の推薦入試を廃止し、公平かつ適正な入学者選抜の実施を目指して、前期・後期型入学者選抜試験を導入した。 <p>○新高等学校入学者選抜制度の改善【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入試制度については、平成 25 年に高等学校入学者選抜審議会で「旧制度からの変更点の効果」、 「制度の一層の定着に向けての改善の方向性」という 2 つの観点から検証を行い、平成 25 年 11 月に「宮城県公立高等学校入学者選抜の改善について」の提言がなされ、新制度が概ね円滑に実施されたと評価しながらも、前期選抜の募集割合については出願状況を踏まえた検討が必要であるとされ、複数年にわたる推移を見極めた上で慎重に判断すべき内容もあることから、今後も調査研究を行うこととされたことから、平成 25、26 年度の 2 回の入試の状況を踏まえ、平成 27 年度入試から、前期選抜の募集割合の上限を引き上げることで、出願倍率の緩和を図ることができた。 ※前期選抜出願倍率 : 2.10 倍 (H26) →1.65 倍 (H27) ・旧制度から新入試制度への変更点の効果の確認と今後の改善に向けた質問紙調査を実施することで、入試制度に関する中学校及び高等学校の意見を聴取した。 	<p>○入学者選抜制度の改善【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より公平・公正に入学者選抜試験を実施できるよう入試制度を改善する。 	<p>○入学者選抜審議会における分析・検証【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度に実施した質問紙調査の結果を入学者選抜審議会専門委員会で分析・検証し、入試制度の改善に努める。

基本方向 4 : 取組 (6) 学習環境の整備充実		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><安全で質の高い教育環境の整備></p> <p>○県立学校の防災機能強化の推進【総・施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災における各学校の対応等を踏まえ、平成 24 年度に「県立学校が避難所として利用されることに係る基本的な考え方」をまとめ、県教育委員会と市町村が同一認識の下に、学校の防災機能強化を図っており、この考え方にに基づき、市町村の避難所に指定されている県立学校の避難所設置運営に関する基本協定の締結を推進している。 ※「災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書」締結市町村数：22 市町 (H27.12 月末現在) ・震災では、学校が地域防災上極めて有為なインフラであることが明らかとなったことを踏まえ、県立学校の校舎改築時等に合わせて県立学校に防災拠点として必要な備蓄倉庫の整備等を進めている。※防災備蓄倉庫を整備した県立学校数：6 校 (H27.12 月末現在) <p>○県立学校施設の改善【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存校舎や屋内運動場の改築や大規模改造などについて、学校施設の状況を踏まえ年次整備計画を作成し、高等学校施設整備指針に基づき施設の整備等を進めた。※校舎等の新築・改築を行った学校数：8 校 <p>○学校給食における安全・安心の確保【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災における原子力災害に係る影響を継続して調査することにより、学校給食の安全・安心な提供を図った。※サンプル測定：平成 24 年度から測定を行っているが、全ての検体で精密検査の実施の目安以下であった。※モニタリング検査：平成 23 年度から検査を行っているが、全て検出下限値未満であった。 	<p>○県立学校の施設・設備の整備等【総・施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・地域住民等との適切な役割分担のもとに、防災上必要な施設・設備を整備し、水・食糧等の備蓄等を確実に進めていく必要がある。 	<p>○県立学校の備蓄倉庫の整備【総・施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画上必要と認められる範囲で、備蓄倉庫を県立学校の改築時期等に合わせて実情に応じて整備を進めていく。 <p>●基本協定締結の推進【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在避難所に指定されていない県立学校にあっては、市町からの要望に応じて、協定の締結に取り組む。 <p>●特別支援学校の福祉避難所としての活用【総】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに特別支援学校を福祉避難所として活用したいとする自治体があることから、市町や学校とともに協議を進めていく。

基本方向4：取組（6）学習環境の整備充実		
主な取組と成果 （平成22年度～平成27年度）	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p>＜市町村立学校の早期の耐震化＞</p> <p>○市町村が実施する学校施設の耐震化事業に対する支援【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、平成27年度中の耐震化率100%を目標に財政支援を行っており、県としてもこの取組に呼応し、市町村に対し早期の対策完了を働きかけてきたところである。 ・平成27年4月1日現在の構造体の耐震化率は99.8%であり、全国2位となっている。 <p>＜奨学金制度等による支援＞</p> <p>○東日本大震災みやぎこども育英奨学資金（支援金・奨学金）及び被災生徒奨学資金等の貸付【総・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難な児童生徒に対し、みやぎこども育英奨学資金を貸し付け、修学を支援した。また、平成23年度から、震災で被災した児童生徒に対し、被災生徒奨学資金を貸し付け、修学を支援した。 <p>○交通遺児等への教育支援【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児等の養育者に対し、交通遺児等教育手当を支給している。また、平成26年度から、寄附額が支給額を超えた場合、一時金を支給できるものとした。 	<p>○耐震化率100%の達成【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校において、構造体の耐震化未完了は6棟まで減少したが、設置者の事情により対策を進めることができない学校もあり、早期の目標達成は難しい状況である。 <p>●非構造部材の耐震化【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校において、構造体と比べ吊り天井を有する屋体等は、64棟が対策未了であり、それ以外の非構造部材の対策は更に遅れている。 <p>○被災生徒奨学金の継続実施【総・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だ保護者の生活基盤が回復せず経済的理由により修学に困難を来している児童生徒が数多く在籍していることから、当面の間、被災生徒奨学資金の貸し付けを継続して行うことが必要である。 ・公立専修学校の設置者が授業料等減免事業を行った場合に、当該交付金事業の対象となるが、設置者が実施していない場合には、当該事業の対象とならない。また、公立学校の授業料及び入学金が補助対象経費となっているが、私立に比べ比較的低廉な設定となっていることから、対象者が少ない状況である。 ・平成27年度から単年度交付金事業となっており、この先国庫負担が現状のまま継続されるか不明である。 	<p>○市町村に対する支援の継続【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の耐震化計画を少しでも前倒しする余地はないか市町村とともに模索しながら耐震化を推進していく。 <p>●市町村に対する支援の強化【施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策未了の学校が多い市町村では、年次計画を策定して取り組んでいるところであるが、計画の前倒しができないか引き続き市町村に働きかけていく。 <p>○国への要望活動の継続実施【総・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源となる被災児童生徒就学支援等事業交付金の今後の継続について国に要望し、事業の継続を図る。 <p>●子どもの貧困問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用の増加など社会状況の変化に伴い全国の子どもの貧困率が増加する中、特に本県においては震災の影響も踏まえ、学びのセーフティネットの構築に向けて、子どもたちの教育格差につながる貧困問題への対応を進める。 <p>○交通遺児等教育手当の増額【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金の活用等により支給額を増額するなど、交通遺児等への支援策の向上を図る。

基本方向 4 : 取組 (7) 私学教育の振興		
主な取組と成果 (平成 22 年度～平成 27 年度)	課 題 (○ : 継続, ● : 新規)	今後の方向性 (○ : 継続, ● : 新規)
<p><私学への支援></p> <p>○私立学校への補助及び助成【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立の幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 高等課程を置く専修学校等や特別支援学校及び障害児を受け入れる幼稚園等に対する経常的経費の補助を行うことにより, 保護者の経済的負担の軽減, 学校経営の健全化を図った。 <p>※私立学校運営費補助 : 平成 26 年度実績額 10,889,085 千円 (交付学校数 : 208 校 (園))</p> <p>※私立学校特別支援教育費補助 : 平成 26 年度実績額 354,350 千円 (交付学校数 : 86 校 (園))</p> <p>※私立高等学校授業料軽減補助 : 平成 26 年度実績額 169,233 千円 (交付学校数 : 19 校)</p> <p>※私立学校教育改革特別経費補助 : 平成 26 年度実績額 310,912 千円 (交付学校数 : 179 校 (園))</p> <p>※私立学校校舎改築資金利子助成 : 平成 26 年度実績額 0 千円 (交付学校数 : 0 校)</p> <p>※私立学校関係団体補助 : 平成 26 年度実績額 416,083 千円 (交付団体 : 4 団体)</p> <p>※私立高等学校等就学支援事業 : 平成 26 年度実績額 2,510,157 千円 (学校数 : 25 校 (事務費交付金含む))</p>	<p>○教育環境の充実【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に対する経費の助成について, 運営費補助単価の引き上げが求められている。 	<p>○教育環境の充実【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における私立学校が果たしている役割の重要性を考慮し, 関係機関と連携しながら, 運営費補助をはじめ各種の助成制度の効率的かつ効果的な活用により私立学校の教育の充実を図っていく。

基本方向5：家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

基本方向5：取組（1）親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 重点的取組8		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p>＜親としての「学び」と「育ち」の支援＞</p> <p>○家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を平成24年度（10プログラム）及び平成25年度（5プログラム）に作成し、親の学習がより効果的に展開できるような活動プログラムを提供している。 宮城県家庭教育支援チームを設置・派遣（H25～）して「親のみちしるべ」の普及と活用促進を図っているほか、各市町村及び関係施設・機関が「親のみちしるべ」を活用して行う家庭教育講座等の開催を支援している。 平成24年度から「お父さんたちのネットワーク会議」として、父親の家庭教育及び地域活動への積極的な参画を促進するとともに、家庭教育環境の一層の充実と地域社会全体で子育てをしようとする気運醸成を図るため、講義・演習、意見交換会等を開催している。 <p>○「子育て支援を進める県民運動」の推進【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で子育てを支援する機運の醸成と環境を整備する取組を推進している。※「みやぎっこ応援の店・みやぎっこ応援隊の登録」、「県民運動啓 	<p>○家庭教育支援者・団体の活動促進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が養成してきた子育てサポーターや子育てサポーターリーダー、家庭教育支援チームといった支援者・支援団体が、各市町村における家庭教育支援事業に参画しやすい環境の整備と活動機会の拡充を図る必要がある。 <p>●親になることを学ぶ機会の設定【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市化や核家族化によって、乳幼児を抱いたり世話をしたりした経験が希薄なまま親となるなど、子育ての悩みを他者へ相談できず抱え込んでしまう親も増えていることから、親になるということを学ぶ機会を拡充する必要がある。 <p>●子育てへの父親の参画【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭環境や就労体系が変化する中で、父親の家庭教育参画は一層求められ、その実現のための環境を充実させていくことが大切である。 <p>○子育てを取り巻く環境の変化【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速な少子化の進行や家庭や地域で子どもを育てる機能の低下など、取り巻く環境が大きく変化する中で、親や家庭を社会全体で支えていく必要が 	<p>○家庭教育支援の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援者や団体活動の目的を互いに理解し、交換可能な資源の情報を共有し合うための、ネットワークの強化を図る。 地域の現状を踏まえた、より地域に寄り添ったアウトリーチ型の家庭教育支援事業を進める。 市町村で実施する家庭教育支援における市町村の子育てサポーターや子育てサポーターリーダーの活動に対して、その要請に応じて宮城県家庭教育支援チームを派遣し、その充実を図る。 <p>●中学校や高校における親になることを学習する時間の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の家庭教育支援者が参画した「次代の親の育成に向けた学習プログラム」（親の学びのプログラム「親のみちしるべ」中高生向けプログラム）の普及・啓発を図る。 子育てサポーターリーダー等を講師として活用し、中高生向けプログラムの実践等から将来親になったときのイメージを具体化できるように努める。 <p>●父親の「学び」と「育ち」を支える環境づくり【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親が子育てや家庭教育に積極的に関わることができるよう、PTA 研修会等を活用するなどして関係者に対する普及啓発を行うとともに、父親の家庭教育参画を支援する研修会を継続発展させていく。また、研修会に参加しやすいように、企業や関係機関との連携を図る。 <p>○地域社会全体での子育て支援の機運醸成【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会全体による子ども・子育て支援の機運醸成を図るため、市町村、企業、関係団体等とのネットワークを形成しながら県民運動を展開する。

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課 題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>発活動」,「子育て支援シンポジウム」などの様々な事業を展開し,更には「みやぎっこ応援通信」を充実・改編した「子育て支援広報誌ハピルプみやぎ」を平成27年度から発行。</p> <p><子育てを支援する人材の養成等></p> <p>○地域で家庭教育や子育てを支援する人材の養成【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーター養成講座,子育てサポーターリーダー養成講座を実施しているほか,子育てサポーターリーダーネットワーク研修会(H24～)を実施し,養成したボランティア人材が連携して活動できるようにネットワークの形成を図っている。 ※子育てサポーター養成人数 H27:90人(H16以降の養成累計:635人) ※子育てサポーターリーダー養成人数 H27:33人(H16以降の養成累計:242人) <p>○母子保健児童虐待予防事業の実施【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の母子保健担当者等を対象として,児童虐待予防等に関する研修会を実施することにより,親支援のための人材育成を行っている他,市町村等関係者への技術支援を行っている。また,希望する学校等において,思春期健康教育に関する出前講座を実施している。 	<p>ある。</p> <p>●より深刻な少子化【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを取り巻く環境の変化が続き,一層少子化が進んでいる状況であり,安心して子どもを産み育てられる環境整備に努める必要がある。 <p>○子育て家庭の孤立化【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災以降の家庭環境や生活環境の変化から,子育て家庭の孤立化や心のケアを必要とする親子の増加が懸念されている。 <p>○家庭教育を支援する人材の確保と活動機会の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のどの地域においても適切な家庭教育支援を受けることができる環境を整備することが必要であるが,市町村主催の子育てサポーター養成講座の開催や講座修了後の活動人数など地域によって取組に差があることから,この改善に向けて,市町村と連携を図りながら,家庭教育支援に関わる子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーを増やし,地域においてこれらの人材を活用した多様な事業展開を行うことが求められる。 	<p>●「県民運動」の一層の推進【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを地域社会全体で支援する環境整備といった基本は継続・強化していく必要があり,特に「働き方改革」の分野などにおいて,女性の活躍促進の観点等も鑑みながら,企業の協力と理解により推進していく。 <p>○地域における子育て環境の整備【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における子育て世代包括支援センターの設置の促進を支援し,子育て家庭に対する相談支援体制を強化する。 <p>○関係機関との連携の促進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの養成講座や研修会について市町村(保健福祉部,教育委員会等)と連携し,より一層の周知を図る。 ・市町村において行政と子育てサポーターリーダー等が計画的に連携できるように,市町村担当者を対象に家庭教育支援事業の先行事例研修など,実践に役立つ研修機会や情報を提供する。 ・市町村において保健福祉部門と教育委員会等がより一層連携して子育てサポーターリーダー等の人材を活用することを啓発するため,教育事務所等を通して市町村に働きかける。

主な取組と成果 （平成22年度～平成27年度）	課 題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）																								
<p>※市町村等事例研修会への県保健師参加回数</p> <table border="1" data-bbox="201 380 1006 520"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加回数</td> <td>132回</td> <td>127回</td> <td>200回</td> <td>208回</td> <td>195回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保健所による相談助言回数</p> <table border="1" data-bbox="201 573 1006 714"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助言件数</td> <td>241回</td> <td>134回</td> <td>212回</td> <td>161回</td> <td>108回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○児童虐待の防止【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の予防及び再発防止のためには、保護者への支援が重要であることから、子育ての相談や虐待通告に24時間、365日対応できる体制を整えるとともに、支援が必要な保護者とは定期的に面接等を行い、子育ての支援を実施した。 住民に身近な市町村の援助技術を向上するため、児童相談所に非常勤職員を配置し、市町村への支援を実施した（H27から実施）。 <p><安心して育児ができる環境づくり></p> <p>○保育等の環境整備【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機児童解消に向け、保育所等整備を進める市町村を支援し、保育の受入枠を拡大した。 多様なニーズに対応するため、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ、病児保育などに対し支援した。 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を進めた。 <p>○家庭・地域・学校が協働した子どもたちの安全・安心な居場所づくり【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から実施している「放課後子ども教室推進事業」（市町村委託）では、地域住民の参 		H22	H23	H24	H25	H26	参加回数	132回	127回	200回	208回	195回		H22	H23	H24	H25	H26	助言件数	241回	134回	212回	161回	108回	<p>○増加を続ける児童虐待相談件数への対応【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待相談件数が増加しており、適切に対応する必要がある。 <p>●震災の影響による児童虐待の増加【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> はっきりと数値で表すことはできないが、震災による保護者の精神的・経済的に不安定な状況が児童虐待につながっているケースがあると考えられる。 <p>○待機児童の解消【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜在的な保育ニーズにより、待機児童が解消されないことから、引き続き保育所等整備に取り組む必要がある。 <p>●地域間格差の拡大【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化の影響もあり、県内の各市町村の母子保健事業推進体制の格差拡大が懸念される。 <p>●放課後対策の充実【子・生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について引き続き整備を進めていく必要がある。 	<p>○関係機関との連携の促進【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村、警察、病院等関係機関との役割分担を明確にし、更なる児童虐待の予防、早期発見及び早期対応に努める。 <p>●継続的な事業の実施と見守りの強化【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事業の充実を図りながら、市町村等と協力し、震災により不安定な状況にある家庭の見守り体制の強化を図る。 <p>○待機児童の解消【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度では、各市町村において、潜在的も含め、ニーズに対する整備計画を策定しており、新制度の着実な実施により、計画的な待機児童解消を図る。 <p>●母子保健推進体制の強化【子】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の課題を精査し、母子保健事業の目指すべき方向を明らかにするとともに、広域的な取組を推進する。 <p>●放課後対策の充実【子・生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を進められるよう環境づくりを
	H22	H23	H24	H25	H26																					
参加回数	132回	127回	200回	208回	195回																					
	H22	H23	H24	H25	H26																					
助言件数	241回	134回	212回	161回	108回																					

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課 題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>画を得て、放課後や長期休業等に小学校の余裕教室や公的な施設において、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行い、地域住民の参画を得て、子どもたちの学習活動や体験活動の取組を推進し、地域の教育力の向上と活性化を図るとともに子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりの取組を行っている。</p> <p>・「放課後子ども教室推進事業」(市町村委託)は、平成19年度8市町23教室で実施され、平成27年度は、18市町村59教室まで広がっている。</p> <p><基本的な生活習慣の推進と普及啓発等></p> <p>○「みやぎっ子ルルブル推進会議」と連携した取組の推進【企】</p> <p>・平成21年11月に設立された「みやぎっ子ルルブル推進会議」(会長：宮城県知事、顧問：東北大学川島隆太教授)と連携・協力を図りながら、子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進に向けた取組を行っている。</p> <p>※みやぎっ子ルルブル推進会議会員企業・団体数：375会員(H28.1月末現在)</p> <p>○子どもへのアプローチ【企】</p> <p>・子どもたちに対し、ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)の重要性や必要性について理解促進を図るため、パンフレットや紙芝居、副教材DVDの制作・配布、紙芝居演劇の上演(H24～)、小学生ルルブルポスターコンクール(H26～)の実施等により周知を図るとともに、ルルブル挑戦事業(H26～)の実施により各家庭における取組を促している。</p>	<p>●認定こども園の設置促進【子】</p> <p>・認定こども園の設置は年々増加しているものの、未だ少数であり、我が県において十分に浸透しているとは言えない状況にある。</p> <p>○社会総がかりでの取組促進【企】</p> <p>・震災以降、規則正しい食習慣や外遊びの重要性がますます高まる中、家庭はもとより学校や地域、企業やNPO等も含めた社会総がかりで子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進に取り組む必要がある。</p> <p>○各家庭における取組の実践【企】</p> <p>・各家庭において「はやね・はやおき・あさごはん」等基本的な生活習慣の確立に向けた取組が積極的に行われるよう、働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>●子どもたちの二極化【企】</p> <p>・家庭環境が多様化して、子どもたちの二極化が起こっており、子どもの基本的な生活習慣への関心の度合いに差が出てきている。このため、関心が低</p>	<p>進めていく。また、推進委員会において、教育・福祉部局の具体的な連携方策、両事業の実施方針及び地域の実情に応じた研修の実施方法等について検討し、放課後対策の総合的な在り方を協議していく。</p> <p>●認定こども園の設置促進【子】</p> <p>・幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就業状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していく。</p> <p>・特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組む。</p> <p>○「みやぎっ子ルルブル推進会議」と連携した取組の推進【企】</p> <p>・みやぎっ子ルルブル推進会議会員企業・団体等やマスメディア、市町村教育委員会等との連携・協力をより一層深めながら、引き続き子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進に取り組む。</p> <p>○子どもへのアプローチ【企】</p> <p>・パンフレット等による周知とともに、引き続きルルブル挑戦事業など子どもたちに直接働きかける取組を実施し、各家庭における取組の実践につなげる。</p> <p>●各家庭へのアプローチ【企】</p> <p>・各家庭に働きかけを行う際には、幼稚園、保育所、学校等と連携し、画一的な手法のみならず、関心が低い家庭に対する重点的な働きかけを検討の</p>

基本方向5：取組（1）親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 重点的取組8

主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p>○保護者・県民・企業等への普及啓発【生・企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はやね はやおき あさごはん体操」の普及啓発を図るため、ホームページ等で情報発信を行っている。 ・ルルブルの重要性や必要性について理解促進を図るため、パンフレットの制作・配布を行うとともに、テレビCM（H26）や新聞意見広告（H25～）等により周知を図っている。また、親子を対象として、親子料理教室（H25）、ルルブルフェスティバル（H26）及びルルブル親子スポーツフェスタ（H27）を開催するとともに、企業等に対しては、啓発物品の配布（H25～）や企業セミナー（H27～）の開催等により啓発を図っている。 <p>※「ルルブル」の取組を知っている県民の割合 29.5%（H27.1月調査）</p> <p>※幼児教育に関わる実態調査（ルルブルの認知度調査対象：県内の国公立・私立の幼稚園，保育所（認可のみ）及び認定こども園）</p> <p>H24：42.8% → H25：60.9% → H26：61.0% → H27：66.1%</p>	<p>い家庭に対する働きかけを強めていく必要がある。</p> <p>●スマートフォン等の使用に係る注意喚起の取組【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンや携帯の急速な普及に伴い、過度な使用による児童生徒の学力や生活習慣等への影響が懸念されており、スマートフォン等の使用に係る問題点や危険性等について注意喚起を図る必要がある。 	<p>上，実施する。</p> <p>●宣言に基づく取組の実践【企】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内小・中・高等学校における話合いの結果を踏まえて取りまとめた宣言（「わたしたちは家族と話し合い，ルールを決めて携帯・スマホを使います。」）に基づく取組の実践を促すため，児童生徒及び保護者に対する働きかけを行う。

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>＜協働教育の推進＞</p> <p>○家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制の整備【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度から平成22年度に、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する「みやぎらしい協働教育推進事業」に取り組んだ。その中で実施している市町村委託事業の「学校支援本部事業」においては、14市町が取り組み、18の本部が設置された。 平成23年度（H24.1）から実施している国の委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」では、家庭・地域・学校が連携・協働し地域全体で子どもを育てる仕組みづくりを目的とした「協働教育推進総合事業」に取り組み、家庭・地域・学校が相互に連携・協働し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図るとともに、生涯学習に向けた多様な学び場やレクリエーションの場づくりを公民館等の社会教育施設や集会所をはじめ地域で推進することにより、学びを通して地域コミュニティづくりを目指した取組を行っている。 その中で実施している「協働教育プラットフォーム事業」（市町村委託）では、子どもを地域全体で育むために、家庭・地域・学校をつなぐ仕組みをつくり、協働による教育活動を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図り、協働教育を一層充実させることを目的として、平成22年度までの「学校教育支援」を中心とした取組から、「家庭教育支援」、「地域活動支援」の分野を加えて、地域コーディネーターが学校とボランティア、地域とボランティアなど、地域の教育資源をつなぐ役目を果たしている。「協働教育プラットフォーム事業」 	<p>○協働教育を支える人材不足【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働教育を担ってきた地域コーディネーター及びボランティア等が高齢化しており、新しい人材養成が必要となっている。 <p>●コミュニティづくり・地域おこしへの地域住民の参画【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティの再生・地域創生には、住民が地域の様々な課題について主体的に考え、地域が一体となって、解決に向けた取組や地域おこしにつながる活動を積み上げていくことが必要であり、そのためには、「自らが地域の構成員であり、担い手である」という意識を、子ども・若者を含めた地域住民一人一人が高めていく必要がある。 <p>●新しい教育課題の解決に資する協働教育の推進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働教育が進めてきた家庭・地域・学校の協働の仕組みを、「志教育」や「地域とともにある学校」（コミュニティ・スクール）、「主体的・協働的に学ぶ学習」（アクティブ・ラーニング）等、学校に求められている新しい教育課題の解決に生かしていくことが必要である。 	<p>○協働教育推進に向けた人材養成の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働教育プラットフォーム事業に取り組んでいる市町村と連携しながら、地域住民に対する協働教育の普及・啓発を更に進める。 各種協働教育に関わる研修会の内容の改善を通して、コーディネーターやボランティア等の支援者養成の充実を図る。 <p>●コミュニティづくり・地域おこしの核となる協働教育の推進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の地域づくりを担う人材の育成に向け、協働教育の仕組みを生かした学習や地域活動を通して、「協働力」を子ども・若者を含めた地域住民に育てていく。 コミュニティづくりや地域活動への子ども・若者の参画を促進する。 地域住民が参画した学校での学びを地域活動や地域課題に結び付ける。 協働教育の仕組みを生かした防災・減災教育を糸口として、地域と学校の連携強化を図る。 <p>●学校教育支援の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働教育の仕組みを生かした家庭・地域・学校の協働による「志教育」の充実を図る。 協働教育の推進組織が、学校運営協議会における実行組織としての役割を果たすことができるよう、地域住民が学校に支援できる内容の拡充と組織力の向上を図る 学校と地域コーディネーターが連携・協働してカリキュラムの内容を改善し、地域の教育資源を活用しながら主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）の充実を図る。

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>(市町村委託)は、平成23年度11市町で実施され、平成27年度は、32市町村まで広がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成のための研修会を開催し、子どもを育てる環境づくりについて理解を深め、資質向上を図っている。 協働教育の普及・振興を図るために、協働教育推進に功績のあった方々の表彰や家庭・地域・学校の連携・協働等の取組事例について、情報収集を行いホームページ等で発信している。 <p>○協働教育推進を支える企業・団体等との連携【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から、子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、子どもの学習・体験活動の充実を図ることを目的とした「みやぎ教育応援団事 	<p>●学校・社会教育行政におけるコーディネート機能の向上【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校においては、協働教育担当を校務分掌で位置付けてはいるが、コーディネーターやボランティアの窓口的な業務にとどまっている現状がある。 公民館への指定管理者制度の導入や市町村合併による社会教育施設の整理・統合に伴う専門的な知識を持った社会教育関係職員の減少により、協働教育を普及・啓発したり、組織の充実を図ったりする推進役の職員が不足している。 <p>●教職員の協働教育に対する理解向上と社会教育関係者及び支援者の研修・交流機会の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校においては、必ずしも協働教育に対する理解が広く教職員に浸透しているとは言えない。 社会教育関係職員やボランティアからは、研修会等に参加する時間が確保できないという声が聞かれる。 協働教育の取組については、市町村や地域の実態はそれぞれ異なり、コーディネーターやボランティアの研修に対するニーズも多様である。 <p>○協働教育推進を支える支援者・団体の拡充【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域が一体となって子どもたちを育てるために、個人及び民間企業やNPO団体等の事業への参画と活用を更に進める必要がある。 	<p>●コーディネート機能・推進組織の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の地域連携・協働への理解向上を図るために、研修機会の拡充を図るとともに、学校における地域との連携・協働を実質的に担う担当者の位置付けを促進する。 協働教育の推進組織の活性化を目指し、民間教育事業者やNPO、ボランティア団体などの多様な団体の協働教育事業への積極的な参画を促す。 協働教育組織の充実には、青年層の協働教育や地域活動への参画が必要であり、参画を促すために、地域の若者や若者の団体のネットワークを構築する必要がある。 <p>●研修・交流の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職を含めた教職員の学校と地域の連携の必要性や協働教育に対する理解を広げるための、研修の機会の拡充を図る。 県や各教育事務所の社会教育主事等が、市町村や地域に出向き、市町村や地域の課題に応じた支援を充実させる。 地域コーディネーターを統括し、各市町村の事業やコーディネートに対して支援・助言する役割を担うコーディネーターを養成する。 公民館や学校の空き教室等を活用し、地域住民やボランティアが自由に出入りでき、情報交換できるような、ゆるやかなつながりを形成することができる交流の場(プラットフォーム)の設置を促進することで、ボランティア等の活動意欲の促進と資質の向上を図る。 <p>○「みやぎ教育応援団」の登録と活用の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業団体(経済同友会、商工会議所等)への訪問を行うとともに、県外企業にも働きかけを行い、民間企業等の登録拡充を図る。 協働教育ネットワーク会議やホームページの情報

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>業」に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者の支援内容等について「みやぎ教育応援団リスト」を作成し、学校・PTA・子ども会育成会等に情報を提供している。(H27.12現在、企業・団体238件、個人は493人が登録、H26年度利用実績2,143件) 平成24年度から、登録団体と利用者とのネットワーク形成を図ることを目的とした「協働教育ネットワーク会議」を開催し、情報交換と活用促進を図っている。 <p><地域ぐるみの学校安全体制の整備></p> <p>○学校安全ボランティアの育成【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や通学路で巡回、見守りをする地域の学校安全ボランティア養成を目的として、スクールガード養成講習会を開催した。 ※H26：8会場258人参加、H27：9会場294人参加 <p>○災害発生時の各学校における地域連携組織づくり【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から「みやぎ防災教育推進ネットワーク会議」を開催(対象者：学識経験者、学校関係者、県防災担当者、教育委員会関係者等 年2回開催)、また平成26年度から「圏域毎防災教育推進ネットワーク会議」を開催(対象者：各市町村防災部局・教育委員会、防災担当主幹教諭、消防本部等 年1回開催)し、各学校における地域連携組織づくりの推進を図った。 <p>○社会環境の浄化【共】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成条例に基づき、有害図書類を指定した。 ※H24：184冊、H25：93冊、H26：53冊 有害環境実態調査 	<p>●安全教育の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関と連携した安全教育(災害安全・生活安全・交通安全)の充実の必要性がある。 <p>○社会環境の変化への対応【共】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマホ等の急速な普及により、青少年がインターネット上で有害情報を閲覧・視聴する危険が増加しており、有害環境の浄化への対応強化が必要となっている。 	<p>交換コーナーにおける具体的な支援活動内容の紹介を通して、学校等の教育関係者に協働による子どもへの教育効果の理解を促し、教育応援団の利用促進を図る。</p> <p>●安心安全に向けた体制整備【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人材を生かした安心安全な地域体制の整備・充実が更に図られるように努める。 <p>○フィルタリングの活用促進【共】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成条例を一部改正し、保護者の責務・義務及び携帯電話事業者等の義務を規定しており、フィルタリングの活用促進の普及・啓発を図る。

基本方向5：取組（2）地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 重点的取組9		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p>青少年環境浄化モニターの協力を得て、全県一斉調査を行った。</p> <p>○子どもを対象とした犯罪の防止【共】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会全体で子どもを犯罪から守ることを目的として「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定した（H28.1.1 施行）。 	<p>○条例の広報・周知【共】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となって、子どもの安全を守る取組を進めていくため、条例の趣旨、内容について広報・周知を図っていく必要がある。 	<p>○安全安心に向けた体制整備【共】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となった子どもの安全を守るための取組を通じて、安全安心な地域体制の整備・充実が図られるよう努める。

基本方向5：取組（3）子どもたちの体験活動の推進		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p><豊かな心，社会性，自ら考え行動する力等の育成></p> <p>○学校教育における豊かな体験活動の促進【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所（地域事務所）担当指導主事を集め，体験活動の意義や在り方を確認し，それぞれの管内での取組を報告し合い，県内全体の「豊かな体験活動」の課題や実践例について意見交換を行った上で，指導主事学校訪問で「豊かな体験活動」の啓発・推進を図った。 <p>○自然の家等の利用促進による自然体験活動，社会体験活動の推進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境に恵まれた蔵王自然の家，松島自然の家，志津川自然の家の利用促進を図り，多様な体験を通して，青少年の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の向上に寄与している。なお，震災により流出した松島自然の家では仮事務所を設置し，県内各地への出前事業を始め，主催事業を行っており，継続して各種体験活動を実施している。 学ぶ土台づくり「自然体験活動モデル事業」により，平成25年度から蔵王自然の家と志津川自然の家において，幼児期における親子自然体験活動プログラムを提供している。幼児の自然体験活動とともに，保護者に対して子育てについての学習と保護者同士の情報交換の場を設定した。 自然の家において一週間程度の長期宿泊体験及び自然体験活動を実施している。平成22年度までは3自然の家で行っていたが，震災後は蔵王及び志津川自然の家において行っており，毎年多くの子どもが参加している。 自然の家で実施される自然体験プログラムを通して，環境保全等に対する理解の促進を図り，人間が環境と協調していくことの大切さを実感できる人材を育成している。 	<p>●<u>道徳性を養う体験活動の取組【義】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な仕事に触れるとともに，その仕事に従事する人との触れ合いも重視しながら，今後，復興に係る活動や，社会奉仕など，幅広い体験活動を工夫する必要がある。 <p>○自然体験活動の促進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心豊かでたくましく生きる力を備えた青少年の育成のため，自然の家の利用の一層の促進とプログラムの充実を図る必要がある。 <p>●<u>豊かな体験活動の一層の促進【生】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健全な心身の育成のため，自然の家の活用を中心に体験活動の一層の促進を図る必要がある。 震災後，特に防災教育に力を入れていく必要があり，自然の家の特色を生かした取組が求められている。 	<p>●<u>志教育，防災教育との連携【義】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後，震災後の教育復興に向け，人や社会のための社会奉仕活動への取組を重視し，志教育や防災教育との関連を図りながら取り組んでいけるよう，指導主事会議等で意義や在り方の確認を行う。 <p>○自然の家の利用促進と各主催事業の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体等を活用し自然の家の魅力を発信するなどして県民の利用促進に努める。 各自然の家の特色を生かした魅力ある多様な自然体験プログラムの開発に努める。 <p>●<u>多様な自然体験活動のプログラム開発【生】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象としたプログラムの他，保護者等を対象とした自然体験プログラムを開発し提供していく。このようなことから自然体験活動の重要性の認識が広まり，子どもがより一層自然体験できる気運の醸成につなげていく。 特に震災からの再建を目指している松島自然の家では，これまで以上に地域と連携したプログラム開発を行う。また，防災関連プログラムを充実させ防災教育の拠点としていく。

基本方向5：取組（3）子どもたちの体験活動の推進		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p>○青少年の地域活動支援【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年の文化活動及びスポーツ活動を促進するため、県青年団連絡協議会と共に県青年文化祭及び県青年体育大会を実施している。また、各圏域の実行委員会が実施する地方青年文化祭においては、各地域の青年が協力して行う企画・運営等を支援するなど、地域の担い手としての人材を育成することに寄与している。 ・子ども会活動の支援や地域活動を行うジュニア・リーダー養成のための研修会を市町村と連携して実施することにより、地域づくりに参画できる人材の養成を図っている。 	<p>○青年活動の活性化【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化とともに地域における青年団員の減少による青年活動の低迷が続いていることから、次代の地域社会を担う青年層の育成が一層大切となっている。 <p>●青年活動の活性化【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年活動の活性化のためには、これまでの青年団を中心とした活動ではその達成が難しい状況であり、企業やNPO等の多様な青年層が主体的に地域の様々な活動に関わる必要がある。 	<p>○青年の地域活動の促進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年の地域活動を促進するため、次の担い手である高校生やジュニア・リーダー等の参加・参画を呼びかけていく。 <p>●多様な青年層の連携【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の青年団に加え、地域の企業やNPO等の青年層などが情報交換や交流等ができる場を設定していく。そうしたことを通して、地域における青年活動の活性化を図る。

基本方向6：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

基本方向6：取組（1）地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 重点的取組10		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p><地域の教育力の強化></p> <p>○社会教育の推進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等の社会教育の推進体制の整備充実を図るため社会教育主事を派遣した。平成23～27年度は派遣目的を協働教育及び関連する事業に特化し派遣した。さらに、震災復興のための地方自治法による社会教育主事を平成24年度から派遣している。 ※協働教育に特化した派遣3人，地方自治法による派遣12人（H27） 社会教育主事や公民館等職員の専門性を育成し，資質の向上を図るため，各分野の職務内容に応じた研修を実施している。 社会教育主事の資格を持つ社会教育推進指導員を市町村教育委員会等に派遣し，地域の社会教育活動支援や社会教育プログラムの開発等を行っている。 社会教育関係団体の活性化と連携に向け，社会教育団体連絡会議を開催するとともに事業に対する助成を行っている。 <p>○県民への学習機会の提供・生涯学習支援者の養成と活用【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> みやぎ県民大学を展開し，県民に多様な学習の機会を提供するため，県内の大学や高等学校，社会教育施設等との連携・協力により，広域的で多様な学習機会を提供するほか，地域において生涯学習活動を推進する人材を養成する。 ※H24：全講座数 53講座，受講者数 1,304人 ※H25：全講座数 48講座，受講者数 1,477人 ※H26：全講座数 55講座，受講者数 1,531人 	<p>●社会教育の推進【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働教育に特化した社会教育主事の派遣は，平成27年度をもって終了することから，派遣社会教育主事制度に代わる市町村支援策を講じる。 地域において社会教育を展開し得る専門的な指導者の育成・確保が急務である。 <p>○みやぎ県民大学講座の受講者数の増加と受講率の向上【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> みやぎ県民大学の震災以降の受講者数は増加しているが，震災前の状況までは戻っていないことから，受講者のニーズに合った講座の実施など内容の充実を図る必要がある。 <p>●県民の学習ニーズを捉えた講座展開と学習成果の活用【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> みやぎ県民大学として，これまで県民に多様な学習機会を提供してきたが，今後，県民の学習ニ 	<p>●社会教育の活性化支援【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が抱える個別の課題に対応し，課題解決に向けた方策の検討，企画・実施・検討など必要な支援を行う。 社会教育主事や公民館等職員の資質・能力の向上を図るため，各種研修会を充実させる。 学校と行政・地域が更に連携を深めていくために，社会教育主事有資格者の活用促進など必要な施策を講じていく。 <p>○県民の学習ニーズを踏まえた講座内容の充実【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変化する県民の学習ニーズを適切に把握し，学習ニーズに合わせた内容の講座や地域の特性を生かした講座を展開するよう，実施機関に周知を図る。また，高等学校等開放講座は，広域的に事業を展開する上で，重要な役割を担っているため，担当者に対する説明会などを行い効果的な運営を促す。 <p>●みやぎ県民大学事業の在り方・学習成果活用の検討【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の社会状況や震災以降の県内の状況など，学習環境や学習ニーズの変化に合わせた講座の展

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>○図書館の利用促進と市町村図書館の支援【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)へ県内全35市町村が加入し、市町村図書館等への県図書館資料の協力貸出が可能となった。 市町村図書館等への支援として、巡回相談やネットワークシステムによる情報提供、市町村図書館職員向け研修等を行った。 県図書館利用者へのサービスの充実のため、特別展の開催、パスファインダー(資料・情報の調べ方案内)やレファレンス事例をホームページで公開するなどの取組を行った。 ボランティア活動の充実と育成を図るための各種研修会を実施した。 	<p>ズに合った講座を展開していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> みやぎ県民大学の講座など生涯学習修了者や、地域の生涯学習活動を推進する支援者が活動する場を提供し、学習の成果を実践に生かせるようにする。 <p>○図書館の利用推進と市町村図書館等への支援【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスの充実により県図書館の利用促進を図るとともに、市町村図書館等のサービスの充実や職員の資質向上などの支援を通して、県全域の図書館サービスの向上を図る必要がある。 市町村図書館等からの相談・支援に対する的確な助言等を行うことができるよう、今後も体制を整えていく必要がある。 震災で被災した図書館再建に向けての計画づくりや運営等、新たな支援要請への対応が必要である。 	<p>開が必要であり、そのためにみやぎ県民大学全体の講座の見直しや新たな講座の展開などを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業や民間団体など多様な主体と連携し、地域課題の解決に取り組む講座や、企画提案型講座の充実など特色ある取組を実施していく。 生涯学習修了者・支援者へ提供する活動情報や修了者等の情報を蓄積し、修了者等による自主企画講座の実施や講師としての活用につながる支援を行う。 <p>●多様な学習機会の提供【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢・性別・環境を問わず、いつでも誰もが学び続けることができる社会を実現する上で、多様な学習機会を提供するための支援体制を構築し、施策を進めていく。 <p>●「学びと実践の循環」の形成【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の学びを支える人材や子どもの育成を通して学び合い、人と人のネットワーク形成を促進するとともに、学びの成果が活動を生み、更に新しい学びにつながる「学びと実践の循環」を形成する。 <p>○図書館の利用推進と市町村図書館等への支援の強化【生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県図書館情報ネットワークシステムを活用した協力貸出を促進し、市町村図書館等の貸出数の増加を図る。また市町村図書館等のサービス向上に向け支援することにより図書館利用の促進を図る。 利用者が求める資料・情報を速やかに提供できるよう、資料収集、パスファインダー(資料・情報の調べ方案内)及びレファレンスサービスの充実を図る。 市町村図書館等職員に対する研修会や巡回相談や地域資料の再整備を継続して実施していく。 震災で被災した図書館再建に向けて運営相談等の

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課 題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p><地域文化の活性化> ○美術館の利用促進と機能充実【生】 ・常設展や企画展を開催し，国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を広く県民に提供するとともに，オープンアトリエやワークショップ，講座・講演会等を通じて，美術に親しむ活動の充実を図っている。 ※常設展 所蔵品の中から約100点前後を，ほぼ3か月ごとに展示替えしながら展示を行った。 ※企画展 H25 ゴッホ展など年間5回 H26 ミレー展など年間5回 H27 ピカソ展など年間5回 ※教育普及活動 ワークショップ，オープンアトリエ，美術講座，公演会，移動創作室，教員研修等 ○第41回全国高等学校総合文化祭開催準備【高文祭】 ・平成24年度 H24.5.31 文化庁から第41回全国高等学校総合文化祭の宮城県開催内定通知 ・平成25年度 H26.1.23 第1回開催準備委員会開催 第41回全国高等学校総合文化祭開催に向けて組織体制の整備を始める ・平成26年度 大会テーマ，ポスター原画，イメージソング歌詞の公募 H27.1.24 第2回開催準備委員会 ・平成27年度 H27.6.3 文化庁から開催決定通知</p>	<p>○美術館の利用促進【生】 ・企画展の入場者は，内外の優れた美術作品の展示会を開催していることから，ここ数年，大きい伸びを示している。また，常設展においても，多くの方々が観覧している。今後も魅力的な展示会を開催していく必要がある。 ・美術館講座，講演会・展示会関連事業は，利用者が増加傾向にあるが，オープンアトリエの利用者は減少傾向にある。 ○大会開催に向けての組織体制の整備【高文祭】 ・開催する23部門を運営する教員及び生徒の組織体制づくりをしているが，部門によりばらつきがあり，脆弱な部門への支援が必要である。 ●大会開催の広報について【高文祭】 ・現在は主に中学校及び高等学校向けに広報活動を行っているが，まだ周知されていない部分がある。</p>	<p>支援を行う。 ○美術館の利用促進と魅力向上【生】 ・展示については，展示内容の充実とともに報道機関等との連携により，広く広報活動を行い，観覧者の増加を目指していく。 ・教育普及活動については，県民の美術創造，発表，学習のニーズに対応できるように活動プログラムの充実を図り，一層の利用促進に努めていく。 ・美術館に，人々がより集い親しまれる施設となるために，美術館の今後の在り方に係る検討を行う。 ○各部門への支援【高文祭】 ・各部門の状況に応じた支援を行い，大会が成功するような組織体制の整備を行っていく。 ●広報活動の強化【高文祭】 ・各学校へ広報の強化とともに，大会開催が近づくのに併せて，県民への周知も行っていく。 ●成果の活用と継承【高文祭】 ・全国の高校生との交流を通し，県内高校生の意識や技術レベルの向上を図るとともに，地域の芸術文化活動の活性化につながるよう支援していく。</p>

基本方向6：取組（1）地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 重点的取組10		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
H27.6.4 実行委員会設立及び第1回実行委員会開催 H27.7.8 生徒企画委員委嘱 大会テーマ毛筆表現, イメージソング曲の公募		

基本方向6：取組（2）文化財の保護と活用		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p><文化財の保護と活用></p> <p>○指定文化財の保護と活用【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者が行う保存修理や防災設備設置，環境整備や土地の公有化に対して補助を行っているほか，無形文化財の保持者，団体に対して，後継者の育成と技術の研鑽を図るための補助や民俗芸能大会の開催を行っている。 特別名勝松島の管理団体に宮城県が指定されており，貴重な景観美を後世に残し伝えていくため，適正に保護・管理している。 <p>○被災文化財等の復旧【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者が行う文化財の修理・修復事業に対して，補助を行っている。 被災した博物館等の資料の修理，修理した資料の整理・データベース化，応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保，復興に向けた各種事業を実施した。 <p>○埋蔵文化財保護【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地における開発事業に対し，現状保存するための計画変更等の調整や記録保存調査を行っている。 復興事業に迅速に対応するため，発掘調査基準の弾力的な運用，全国からの専門職員の派遣等による調査体制の強化，発掘調査費用の負担軽減のため復興交付金の活用を行い，復興事業との両立を目指している。 <p>○多賀城跡調査研究所の事業【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多賀城跡調査研究所では，主に外郭南辺跡を対象とした調査を行い，多賀城正門の南門跡とそれに取り付く多賀城南側の外壁の実態解明に取り組むとともに，多賀城中枢部の政庁跡の再整備と遺構の追加表示を実施し，報道発表や現地説明会の開 	<p>○指定文化財の保護の充実【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財は種類や件数も多く，保護に必要となる技術・技法も多種多様に及ぶことから，保護のために要する修理・修復経費が多額になり，所有者の負担軽減が必要である。 <p>●文化財の活用の推進【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財をただ後世へ保存し，引き継ぐだけでなく，地域を活性化させるためのコンテンツとして，効果的に活用していく事が求められている。 <p>○被災文化財の早期の復旧【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理修復が長期にわたる文化財への継続的な支援が必要である。 <p>○被災博物館再興【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内被災施設一時預かり被災資料の保管継続と，県内被災文化財の保全支援が必要である。 <p>○復興事業と埋蔵文化財保護の両立【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興事業に伴う発掘調査事業はピークを超えたと考えられるが，特定の沿岸市町では継続して復興事業が見込まれるため，引き続き迅速に対応するための調査体制の強化が必要である。 <p>○多賀城跡発掘調査の円滑な推進【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外郭南辺跡の残調査（西半2か所）の速やかな実施が必要である。 南門の実物大復元の前提となる南門跡の正式調査報告書を刊行する必要がある。 	<p>○文化財所有者の文化財保護に関する負担軽減【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来どおりの補助割合を維持するとともに，文化財の修理・修復等保護の充実に際しては，長期的な年度計画を作成して，適切に遺漏なく事業を実施していく。 <p>●日本遺産等への認定【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本遺産等への認定を目指し，多種多様な文化財を総合的に把握するとともに，歴史的魅了を発信するためのストーリーを設定し，国内外への発信を行うことで，地域の活性化につなげていく。 <p>○迅速な被災文化財の復旧【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の早期の修理・修復の完了を目指す。 <p>○被災博物館再興【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県被災文化財等保全連絡会議の体制を整理し，その後の支援の在り方を検討する。 <p>○発掘調査事業への迅速な対応【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興事業の進捗状況，沿岸市町の調査体制等を踏まえ，県関係機関への調査協力依頼のほか，文化庁の協力を得て全国からの専門職員の派遣を要望し，調査体制の強化を図る。 <p>○発掘調査と正式報告書の内容の充実【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通り2か年で外郭南辺の調査を終え，次の西辺の調査に移行する態勢を整える。 報告書刊行に向けて，記載内容の水準・妥当性等について検討を十分に重ねる。

基本方向6：取組（2）文化財の保護と活用		
主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p>催により成果を公表している。</p> <p>○発掘調査成果の発信【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が地元の歴史・文化について理解を深めることができるよう、発掘調査現場の一般公開やHP等による発掘調査成果等の情報を随時発信している。 <p>＜郷土の文化財を学び体験できる機会の充実＞</p> <p>○東北歴史博物館の事業【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北歴史博物館では、考古・民俗・歴史等、分野毎の調査研究を推進し、ニーズに即した特別展やテーマ展示により、宮城・東北の歴史と文化を紹介するとともに、生涯学習の拠点として広く県民を対象とした、より深く歴史を学べる各種講座・講演、体験教室等を実施した。 	<p>●多賀城跡発掘調査事業の推進【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭南辺跡に続いて西辺跡の調査を開始し、その構造と変遷を解明する必要がある。 <p>○政庁南面地区（政庁南大路）の環境整備【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成36年の多賀城創建1300年及び多賀城市による南門復元を踏まえて、政庁－南門間を結ぶ政庁南大路の再整備と追加整備を引き続き進める必要がある。 <p>●政庁南面地区（城前・鴻ノ池地区）の整備【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南面地区を総合的に活用するために政庁南大路と併せて東側の城前地区官衙と西側の鴻ノ池地区を整備する必要がある。 <p>○東北歴史博物館の入場者・参加者の更なる増加のための魅力的な展示・教育普及事業の企画運営【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者については増加傾向にあるが、更に魅力的な企画を提供し、利用の促進を図るとともに、より歴史・文化の理解度を高めるための手法を工夫する必要がある。 <p>●震災などの災害に関する新たな調査研究とその成果を取り入れた展示事業の企画運営【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北歴史博物館開館後16年を経て、総合展示室のリニューアルも視野に入れた各種検討を進める必要がある。 	<p>●適切な発掘調査計画の立案【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的を絞り、要所を選んだ効率的な計画を立案して調査を実施する。 <p>○速やかな再整備と追加部分の適正な施工【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設部分の施工の状況・妥当性を再確認・検討するとともに、発掘調査の結果に基づき追加部分の適正な整備を行う。 <p>●政庁南面地区全体の整備計画の作成【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政庁南大路と城前・鴻ノ池地区を合わせた南面地区全体の整備計画を作成するとともに、その効率的な実施計画を立案する。 <p>○東北歴史博物館の入場者・参加者の更なる増加のための魅力的な展示・教育普及事業の企画運営【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示に関しては、展示手法の工夫に努めるなど自主企画を充実させるとともに、外部の企画も積極的に活用する。 ・教育普及事業については、新たなコンテンツなどの企画に努め、より深い歴史・文化の理解につなげる。 <p>●震災などの災害に関する新たな調査研究とその成果を取り入れた展示事業の企画運営【文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な歴史災害展示に関する研究を継続的に実施し、将来の常設展リニューアルを視野に展示手法の工夫や各種企画の開発を進めていく。 <p>●文化・芸術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災からの復興に向けた地域コミュニティの再生や心の復興、将来を担う子どもたちの教育などにおいて、文化・芸術の果たす役割を考え、生かしていく。

<p>主な取組と成果 (平成22年度～平成27年度)</p>	<p>課 題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p><総合型地域スポーツクラブの支援及び関係機関との連携></p> <p>○県内スポーツ関係団体との連携【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツの振興は、スポーツ振興財団、県スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、市町村体育協会等が、それぞれの活動趣旨に基づき、研修会等を開催してきた。それぞれに対して補助を実施し、活動を支援してきた。 <p>○広域スポーツセンター機能の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備として、県内全市町村に総合型地域スポーツクラブを設立できるように支援、啓発、育成に取り組んできた。 <p><活動の場の充実></p> <p>○宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭を通じた充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民一人一人のスポーツ活動への参加意欲を喚起し、生涯を通してスポーツに親しむ豊かな生活の創生を目的として、県内を7つの圏域に分けて実施してきた。参加者拡大のため各圏域で予選会の実施等に取り組み、県民全体で延べ約2万9千人の参加者となっている。 <p>○大規模大会への支援【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会支援事業による地域活性化を図るため、通過市町や交通管理者等の関係機関との調整、コース整理員等ボランティア確保への支援、コース沿線店舗等への交通規制周知広報等の、主催団体と連携した支援を実施してきた。 	<p>○広域スポーツセンター機能の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域総合型スポーツクラブの全市町村設立を継続して目指すとともに、県内スポーツ情報の整備・提供、地域スポーツの活動全般に対して支援を広げていく必要がある。 <p>○スポーツボランティアの育成と支援【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動を広めるため、活動機会の情報提供、ボランティア団体、学校との連携を進める必要がある。 	<p>○県内スポーツ関係団体との連携強化【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツ社会の実現のために、県内の関係団体と連携を更に強化し、課題の整理や新しい取組の充実を進めていく。 <p>○広域スポーツセンター機能の向上【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を高め、総合型スポーツクラブの設立や、活動を支援する。 スポーツに関する情報として、イベント情報、施設情報、スポーツ指導者の照会等の情報の共有化ができるようなネットワークの整備を目指していく。 研修会等の開催により、地域スポーツを担う人材の育成を支援する。 <p>○宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭への参加者の増加【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会を実施する7つの圏域の実態を踏まえ、子ども、働く世代、高齢者など各年代の特性を考慮しながら、県全体として共通した種目を設定する等、取組の工夫を行う。 <p>○スポーツボランティアの育成と支援【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の社会福祉協議会等との連携により、スポーツボランティア活動の普及を進めていく。

基本方向6：取組（4）競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実		
主な取組と成果 （平成22年度～平成27年度）	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p><競技スポーツの選手育成強化や支援体制の整備></p> <p>○競技活動を支える体制の整備【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県のスポーツ振興と競技力及びスポーツ水準の向上を図るため、(公財)宮城県体育協会が行うスポーツ選手の強化対策事業を支援し、競技力対策に取り組んできた。 <p>○平成29年南東北インターハイの選手育成【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に山形県、宮城県及び福島県で開催される全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）における本県選手の活躍を期待し、県の強化指定証の交付等、選手の競技力向上を支援している。 <p>○ジュニアアスリートの発掘・育成【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> (公財)東日本大震災復興支援財団の支援金を活用し、将来のオリンピックメダリストやトップアスリートの育成に取り組んでいる。トレーニング方法やスポーツに関する知識等の学習のほか、被災地復興のリーダーとしての人材育成を目指している。 <p><優れた選手・指導者の顕彰></p> <p>○表彰制度の充実【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ選手が、国内外の権威ある大会で活躍することは、県民の活力につながっている。顕著な功績をあげた選手やそれを支えてきた指導者の個人及び団体を対象にして、顕彰を行っている。 <p><県有スポーツ施設の整備等></p> <p>○県有体育施設整備充実事業【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県における競技スポーツの拠点施設である宮城県総合運動公園（グランディ・21）を初め、多くの県有スポーツ施設は老朽化が進んでいること 	<p>○本県におけるスポーツ競技力の向上【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進計画では、国民体育大会総合成績10位台を目標としているが未達成の状況であり、目標達成のためには本県におけるスポーツ競技力の底上げを図る必要がある。 <p>○ジュニアアスリート育成のための財源の確保【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> (公財)東日本大震災復興支援財団の支援期間は平成30年度までとなっていることから、事業の継続のための工夫及び予算の確保が不可欠である。 <p>○施設整備のための財源の確保【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿命化対策のための財源としてスポーツ振興基金を充てているが、大規模な改修が必要な時期となっており、今後スポーツ振興基金の枯渇が見込 	<p>○競技活動を支える体制の強化【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技力向上対策の効果を検証し、適正な強化事業が実施できる環境を整備する。 東京オリンピック・パラリンピックで活躍が期待される選手を「みやぎアスリート2020」として認定し、平成28年度から遠征費補助等の支援を行う。 <p>○ジュニアアスリートの育成【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> (公財)東日本大震災復興支援財団からの支援が終了する平成31年度以降も、(公財)宮城県体育協会のスポーツ選手強化対策事業の一貫として、ジュニア期からの一貫した強化体制づくりを継続し、本県から恒常的なトップアスリート輩出を目指す。 <p>○県有スポーツ施設の計画的整備【ス】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興くじ助成金の活用や、新たな補助金制度の創設を国等に要望するなど、必要な財源の確保に努めながら、その機能を維持・向上させる

基本方向6：取組（4）競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実		
主な取組と成果 （平成22年度～平成27年度）	課題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p>から，平成29年度南東北インターハイ開催及び2020年東京オリンピック開催と併せて長寿命化対策を施すことにより，その機能の維持並びに向上を図っている。</p> <p>○平成29年度全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）に係る会場施設等の整備状況調査【高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技会場及び練習会場として使用する県有施設（設備）について調査を行い，既存の施設（設備）を有効活用することを基本とし，整備・更新を図った。 	<p>まれる。</p> <p>○大会開催に必要な施設（設備）の確認【高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設（設備）での開催に支障がないか確認する必要がある。 	<p>ことにより，競技力の向上及び生涯スポーツの振興を図っていく。</p> <p>○会場施設等の整備状況調査【高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設（設備）の有効活用と新たに整備，更新する必要性を調整する。 <p>●スポーツへの関心と意欲の向上【ス・高総体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南東北インターハイ（平成29年度）や東京オリンピック・パラリンピック（平成32年度）などを契機として，県民のスポーツへの関心と意欲の向上を図っていく。

復興の方向性：安全・安心な学校教育の確保

復興の方向性：取組（１）学校施設の復旧・再建

<p>主な取組と成果 (平成 23 年度～平成 27 年度)</p>	<p>課 題 (○：継続, ●：新規)</p>	<p>今後の方向性 (○：継続, ●：新規)</p>
<p>○県立学校施設の災害復旧事業の推進【施】 ・震災では 91 校の県立学校が被災し、その中には津波により甚大な被害を受けた学校もあったことから、教育環境を早期復旧させるために、移転復旧する 2 校に対しては仮設校舎を整備するとともに、全ての被災校の復旧に向けた取組を行った。 ※復旧率：96.2% (H27.11 月末現在)</p> <p>○市町村立学校施設の災害復旧事業への支援の推進【施】 ・震災では県内全域の学校施設が被災し、特に沿岸市町においては甚大な被害を受けた学校が多かったことから、市町村が行う災害復旧工事に対し、電話相談等の対応だけでなく、時には現地を訪問した上での支援を実施した。 ※復旧率：96.7% (H27.11 月末現在)</p> <p>○私立学校施設設備災害復旧支援事業【私】 ・震災により被害を受けた私立学校設置者が行う施設設備災害復旧事業に要する経費の一部を負担し、私立学校の早期災害復旧を支援している。 ※平成 26 年度実績額：2,297 千円 (交付学校数：3 校 (園)) ※復旧率：97% (H27.12 月現在)</p> <p>○私立学校施設設備災害復旧支援利子補給事業【私】 ・私立学校の早期災害復旧のため、私立学校設置者が施設設備の災害復旧を実施するに当たり、日本私立学校振興・共済事業団等から借入を行った場合に利子補給し、早期復旧を支援する。 ※平成 26 年度実績額：0 千円 (交付学校数：0 校)</p>	<p>○未復旧施設の早期復旧【施】 ・現地調査が完了しているが復旧未了の市町村立学校・施設は 9 校 2 施設、県立学校は 2 校となっている。</p> <p>●現地調査の早期受検【施】 ・現地調査未受検の市町村立学校・施設は、6 校 1 施設、県立学校は 1 校となっている。</p> <p>○私立学校の復旧・復興【私】 ・被災した私立学校の 97%が復旧したが、5 幼稚園の復旧が未了となっている。</p> <p>●私立学校の復旧・復興【私】 ・津波被害を受け、移転せざるを得ない幼稚園の再建に向けた手厚い支援が求められている。</p>	<p>○県立学校の復旧【施】 ・平成 24 年 1 月に公表した再建に係る基本方針に基づき、引き続き復旧事業を進めていく。</p> <p>●県立学校の復旧【施】 ・被災校舎の一部を震災遺構として保存することになり、解体工事の内容に変更が生じたことなどから、補助対象経費について国と調整をしながら早期復旧を目指していく。</p> <p>○市町村への働きかけ【施】 ・復旧未了の学校施設については、工事進捗管理の適切な実施により、計画通りに復旧が進むよう、引き続き市町村に働きかけていく。</p> <p>●市町村へのアプローチ【施】 ・未受検の施設はまちづくり等他事業との一体的な進行管理が必要であり、復旧に時間を要することから、財政支援が継続されるよう引き続き国に働きかけていくとともに、現地調査資料の作成等についてアドバイスを行っていく。</p> <p>○私立学校の復旧・復興【私】 ・今後も被災した幼稚園や関係機関と連携し、私立学校が行う復旧事業を支援していく。</p> <p>●私立学校の復旧・復興【私】 ・平成 27 年度までに復旧を終えた学校と均衡を失うことがないように、復旧時期が遅れた幼稚園に対し、支援策を検討する。</p>

復興の方向性：取組（１）学校施設の復旧・再建		
主な取組と成果 （平成 23 年度～平成 27 年度）	課 題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p>○私立学校等教育環境整備支援事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した私立学校等の安定的・継続的な教育環境の整備を図る取組に要する経費に対し補助し早期復旧を支援する。 <p>※平成 26 年度実績額：173,496 千円（交付学校数：23 校（園））</p>		

復興の方向性：取組（２）被災児童生徒等の就学支援		
主な取組と成果 (平成 23 年度～平成 27 年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)
<p>○東日本大震災みやぎこども育英基金（支援金・奨学金）の支給及び被災生徒奨学資金の貸付【子・総・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により保護者を亡くした子どもたちが、安定した学びの機会、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金制度を創設し、未就学児から大学生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を支給し、長期的・継続的な支援を行っている。 震災により被災し、経済的理由から就学困難になった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して、児童生徒の就学の機会を確保するため、必要な就学援助を実施した市町村を支援している。 震災により被災し就学が困難な生徒に対し被災生徒奨学資金を貸し付け生徒の就学を支援した。 ※H27.3 月末現在：延べ 20,247 人 <p>○通学手段の確保【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により校舎の使用ができなくなり他校の校舎を使用する生徒（4 校，1,024 人）の通学手段を確保するため、仮設校舎へ移転するまでの間、通学バスを運行した。 <p>○私立学校授業料等軽減特別補助事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した幼児児童生徒の授業料等を減免した私立幼稚園，小学校，中学校，中等教育学校，高等学校，専修学校及び各種学校の設置者に対し補助し，生徒の就学機会の確保を支援している。 <p>○被災児童生徒就学支援事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災し，就学が困難となった児童生徒の保護者に対して，学用品費及び給食費等必要な就学支援を行っている。 	<p>○東日本大震災みやぎこども育英基金及び被災生徒奨学金の継続実施【子・総・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう，未就学児から大学生等まで，月額金と入学・卒業時の一時金を支給し，長期的・継続的な支援を行うことが必要である。 未だ保護者の生活基盤が回復せず経済的理由により就学に困難を来たしている生徒が数多く在籍していることから，当面の間，被災生徒奨学資金の貸し付けを継続して行うことが必要である。 <p>○保護者への制度の普及啓発【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学支援は各市町村が実施するため，保護者に対して周知徹底に努め，適切に実施するよう，市町村に対し働きかけを行う必要がある。 <p>●交付金事業の継続【私・子・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から財源がこれまでの基金方式から単年度の交付金事業に変更されたため，平成 28 年度以降の交付金事業の継続が不透明である。 	<p>○継続的な支援と国への要望活動【子・総・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるように，継続して支給する。 財源となる被災児童生徒就学支援等事業交付金の今後の継続について国に要望し，事業の継続を図る。 <p>○保護者への制度の周知徹底【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学支援について，県のホームページへの掲載や「県政だより」等の広報手段を通じて，保護者に対しての周知徹底に努める。 <p>●交付金の継続要求【私・子・義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度以降も国に対して交付金事業が継続するよう求めていく。

復興の方向性：取組（3）児童生徒等の心のケア

主な取組と成果
(平成 23 年度～平成 27 年度)

○教育相談体制の充実【義・高】
 ・専門的な知識・経験を有するものをスクールカウンセラーとして、派遣・配置するとともに、震災以降は、特に沿岸地域等で相談を要する事案の多い学校へ複数配置等の傾斜配置を行った。震災前には約 3 万人であった相談延べ人数が、平成 23 年度以降は毎年 4 万人を超えている。

※スクールカウンセラー配置実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小中学校	92 人	319 人	154 人	177 人	204 人	198 人
	150 校	457 校	443 校	421 校	409 校	404 校
高等学校 特別支援	49 人	64 人	64 人	64 人	64 人	61 人
	80 校	79 校	79 校	79 校	78 校	76 校

※スクールソーシャルワーカー配置実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小中学校	11 人	13 人	20 人	27 人	33 人	40 人
	—	78 校	107 校	137 校	303 校	314 校
高等学校 特別支援	—	—	—	3 人	7 人	8 人
	—	—	—	3 校	13 校	16 校

○外部機関等との連携【高】
 ・学校警察連絡協議会の開催等により警察等の外部機関との連携を図るとともに、平成 25 年度から県立高等学校に地域や関係機関等と連携しながら環境の改善を行うスクールソーシャルワーカーの配置を進めた。

課 題 (○：継続, ●：新規)

○悩みを抱える児童生徒等への対応継続【義】
 ・震災後増加していたスクールカウンセラーの相談件数・人数は、平成 26 年度にやや減少したものの、震災前の状況までには改善していない。
 ・県独自の学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果から、震災の影響として「授業に集中できない」「気持ちが落ち着かなくなる」と回答している小学 5 年生の割合が増えており、児童生徒の実情に応じたきめ細かな心のケアが必要である。

○配置日数や勤務時間等の拡充【義・高】
 ・学校等からの配置日数や勤務時間等の拡充希望を満たすために、スクールカウンセラーの人材確保やスクールソーシャルワーカーの養成が必要である。

今後の方向性 (○：継続, ●：新規)

○心のケアの充実【義】
 ・「学力向上に向けた 5 つの提言」を授業づくりや生徒指導の基盤として更に徹底し、全ての児童生徒が「行きたくなる」学校づくりを進める。

○人材確保【義・高】
 ・学校を支える外部専門家を確保するために、関係団体との連携を深化していくとともに、特にスクールソーシャルワーカーの養成については、引き続き県内の大学等に依頼していく。

復興の方向性：取組（3）児童生徒等の心のケア

主な取組と成果 (平成 23 年度～平成 27 年度)	課 題 (○：継続, ●：新規)	今後の方向性 (○：継続, ●：新規)														
<p>○教育事務所専門カウンセラーの配置【義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所（地域事務所）に専門カウンセラーを配置し，専門的な立場から域内の児童生徒や保護者，教員等からの相談に対応している。また，管内の学校の巡回訪問を行い，学校への助言を行うとともに，スクールカウンセラーのスーパーバイズを行っている。 <p>○総合教育相談事業【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県総合教育センター内に，不登校・発達支援相談室を設置し，臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行った。 <p>○私立学校スクールカウンセラー等派遣事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した児童生徒等の心のケアを行う職員，就職支援のための進路指導員又は生徒指導のアドバイザー等を配置し，被災した児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう教育相談体制を整備する私立学校等の取組を支援している。 ※スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー配置実績 <table border="1" data-bbox="142 1255 1015 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立学校</td> <td>－</td> <td>10 人</td> <td>16 人</td> <td>12 人</td> <td>14 人</td> <td>17 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○被災児童・生徒支援のための教職員の加配【教】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数が増えたことにより，復旧・復興作業を行いながら，子どもたちにきめ細やかな指導ができた。 加配を活用して他県から現職教員が派遣されたことで，子どもたちの状況を的確に把握した学習指導を行うことができた。 現職の養護教諭も派遣されたので複数配置が可能となり，子どもたちが抱える悩みへの対応など，心のケアを丁寧に行うことができた。 		H22	H23	H24	H25	H26	H27	私立学校	－	10 人	16 人	12 人	14 人	17 人	<p>○私立学校スクールカウンセラー等派遣事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心のケアや教職員への援助・助言を行う支援については，私立学校から継続して要望がある。 <p>●私立学校スクールカウンセラー等派遣事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度まで行ってきたカウンセラー等派遣事業のほか進路指導事業も行ってきたが，心のケアに資する取組を中心とする事業に国の制度が改正される見込となった。 <p>●長期的・持続的な心のケアの必要性【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後もいじめ・不登校等の教育的配慮を必要とする児童生徒等の増加が懸念されることなどから，被災した児童生徒等への長期的・持続的な心のケアが必要である。 	<p>○私立学校スクールカウンセラー等派遣事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立学校等からの要望を踏まえ，文部科学省の支援制度等を活用し，引き続き私立学校の取組を支援していく。 <p>●私立学校スクールカウンセラー等派遣事業【私】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度まで国から委託費の方式で行われてきたが，平成 28 年度から国庫補助事業により行われる見込であり，引き続き文部科学省など関係機関と連携し，私立学校の必要な取組を支援していく。 <p>●「チーム学校」の確立に向けた生徒指導体制や教育相談体制の充実・発展【義・高】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事業を継続していくとともに，校内において，心のケア支援員やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の活用を更に進めていくために，校内の生徒指導体制や教育相談体制の見直しや外部の関係機関・団体との連携体制の確立に努めていく。
	H22	H23	H24	H25	H26	H27										
私立学校	－	10 人	16 人	12 人	14 人	17 人										

復興の方向性：取組（3）児童生徒等の心のケア

主な取組と成果
(平成23年度～平成27年度)

※教職員の加配実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小中学校	—	216人	216人	216人	228人	233人
高等学校	—	25人	25人	25人	26人	26人

- 教職員等の資質向上【義・高】
- ・震災後の時間とともに変化する児童生徒の心の変化や状況に適切に対応するために、時期に応じた心のケア対応を学ぶ研修会を実施している。
 - ・生徒指導主事連絡協議会や生徒指導主事研修会、スクールカウンセラー連絡会議等の内容の充実を図るなどし、教職員やスクールカウンセラー等の外部専門家の資質向上に取り組んだ。

- 緊急学校支援員の配置【教】
- ・既に退職した経験豊富なベテラン教職員等を一定期間臨時職員等として任用し、継続的に児童生徒の心のケアや復興に関する業務を担当することにより、長年の教職で培った豊富な知識と経験を生かして、学校教育活動の復興を支援した。

※緊急学校支援員の配置実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
配置人数	—	64人	74人	76人	105人	120人

- 心身の健康課題に関する正しい知識の普及・啓発を図るための活動【ス】
- ・児童生徒、教職員、保護者に対して、心身の健康課題に関する正しい知識の普及・啓発活動等を行うため、地域の専門医等の指導・助言を得ることができるように専門家（臨床心理士等）を学校等に派遣した。

課 題 (○：継続, ●：新規)

- 緊急学校支援員の配置【教】
- ・被災した児童生徒に対して、手厚い指導・支援体制を図るため、震災で大きな被害を受けた被災地の学校を中心に人的体制を強化し、児童生徒に対する学習指導やきめ細かな心のケアを継続する必要がある。

今後の方向性 (○：継続, ●：新規)

- 緊急学校支援員の配置【教】
- ・引き続き国に対する要望を継続していく。
- 心身の健康課題に関する正しい知識の普及・啓発を図るための活動【ス】
- ・専門家の派遣を継続し、児童生徒に対する保健指導の充実や児童生徒自身も自他の生命の尊さの認識の向上等を図る。

復興の方向性：取組（3）児童生徒等の心のケア		
主な取組と成果 （平成23年度～平成27年度）	課 題（○：継続，●：新規）	今後の方向性（○：継続，●：新規）
<p>○芸術家の派遣【生】</p> <p>・平成23年度から文化庁の「次代を担う子どもの文化芸術体験事業（派遣事業）〈東日本大震災復興支援対応〉」を活用し、子どもたちが健やかで安心できる環境の醸成と円滑な地域の復興に資することを目的として県内の小学校・中学校等（高等学校，幼稚園，保育所，児童館，公民館等も含む）に芸術家を派遣した。</p> <p>※H25：104件，H26：111件，H27：109件</p>	<p>●文化芸術の持つ力の活用【生・消文課】</p> <p>・震災以降，文化芸術の持つ感動や癒し，励ましなどの効果を活用した「心のケア」や生きがいつくりなどへの期待が高まっている。</p>	<p>●文化芸術の力を生かした心のケア【生・消文課】</p> <p>・震災からの復旧・復興の中で，多くの文化芸術に触れることや文化芸術活動に，参加・参画することが「心のケア」や「生きる力」につながることから，その役割を再認識し，文化芸術活動に関わる機会の充実を図っていく。</p>

《凡例》

【私】 総務部私学文書課	【総】 教育庁総務課	【施】 教育庁施設整備課
【消文課】 環境生活部消費生活・文化課	【企】 // 教育企画室	【ス】 // スポーツ健康課
【共】 // 共同参画社会推進課	【福】 // 福利課	【高総体】 // 全国高校総体推進室
【子】 保健福祉部子育て支援課	【教】 // 教職員課	【生】 // 生涯学習課
【障】 // 障害福祉課	【義】 // 義務教育課	【高文祭】 // 全国高校総合文化祭推進室
【食】 農林水産部食産業振興課	【特】 // 特別支援教育室	【文】 // 文化財保護課
【農園課】 // 農産園芸環境課	【高】 // 高校教育課	